

令和 3 年

笛吹市議会
第 2 回定例会会議録

令和 3 年 6 月 1 4 日 開会

令和 3 年 6 月 3 0 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第122号

令和3年笛吹市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月7日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和3年6月14日 午後 1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	古	屋	始	芳	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏	彦	
17番	小	林		始	18番	渡	辺	正	秀	
19番	保	坂	利	定						

不応招議員（なし）

令和 3 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 1 4 日

令和3年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和3年6月14日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 報告第1号 令和2年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第2号 令和2年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第3号 令和2年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第4号 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第5号 令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第10 承認第2号 笛吹市税条例等の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第3号 笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第4号 令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第5号 令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 議案第45号 笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会設置条例の制定について
- 日程第15 議案第46号 笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第47号 笛吹市地域公共交通会議設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第48号 笛吹市手数料条例の一部改正について
- 日程第18 議案第49号 笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第50号 笛吹市学童保育室条例の一部改正について
- 日程第20 議案第51号 笛吹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

- 日程第21 議案第52号 笛吹市道路法施行条例及び笛吹市営自動車駐車場条例の一部改正について
- 日程第22 議案第53号 笛吹市道の構造基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第54号 令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第55号 令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第56号 令和3年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第57号 令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第58号 令和3年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第59号 普通財産の譲与について
- 日程第29 議案第60号 動産の取得について（笛吹市行政バス2号車購入）
- 日程第30 議案第61号 動産の取得について（ストレージ機器購入）
- 日程第31 議案第62号 動産の取得について（御坂スクールバス購入）
- 日程第32 議案第63号 市道の廃止について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	16番	前 島 敏 彦
17番	小 林 始	18番	渡 辺 正 秀
19番	保 坂 利 定		

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 会議録署名議員

7番 神 澤 敏 美

8番 神 宮 司 正 人

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	田 中 親 吾
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
産業観光部長	小 宮 山 昌 彦	建 設 部 長	標 博 司
公営企業部長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	赤 尾 好 彦
総 務 課 長	茂 手 木 政 和	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	金 井 久	消 防 長	矢 崎 丈 司
代表監査委員	横 山 祥 子	農業委員会会長	三 枝 啓 一

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	内 藤 三 記 子
議 会 書 記	北 野 隆 史

○議会事務局長（荻野重行君）

（ 表 彰 ）

開会にあたり、あいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

（あいさつ）

ご着席ください。

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年笛吹市議会第2回定例会を開会をいたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和3年笛吹市議会第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことをまずもってお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについては、高齢者のワクチン接種が順次進み、高齢者以外へのワクチン接種も計画をされております。感染拡大収拾に向けた取り組みが行われているところであります。

また、山梨県知事からは、6月20日までの期間、感染拡大防止への臨時特別協力要請が出ておりますので、感染防止対策の徹底をお願いをいたします。

引き続き、市民に寄り添った対策を検討していく必要があると考えております。

先週の11日の金曜日には、笛吹出身の乙黒圭祐君、乙黒拓斗君兄弟の東京オリンピック出場への壮行会が行われました。ぜひメダルを獲得し、笛吹市民に勇気と感動をもたらしてくれることをご祈念しております。

また、本日、関東甲信地方の梅雨入りが発表されました。体調を崩しやすい季節なので、十分ご留意をいただきたいと思います。

さて、今議会には市長より報告案件5件、承認案件4件、条例案および予算案等が提案をされます。

会期中特別のご精励を賜り、慎重にご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告をいたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。
発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。
また現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。
本日の会議においても議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。
ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構であります。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第7番 神澤敏美君および

議席第8番 神宮司正人君

の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

○議長（保坂利定君）

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの17日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月30日までの17日間と決定をいたしました。

○議長（保坂利定君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配布した請願文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託をいたします。

続いて、監査委員から令和3年1月分から令和3年4月分の例月出納検査についての報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承をお願いします。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 報告第1号から日程第32 議案第63号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和3年笛吹市議会第2回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位

ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナワクチン接種についてです。

国は、重症化リスクが高い高齢者への接種については、できる限り早期に完了することが必要とし、7月末までに完了することを目標に掲げています。

そのため、本市でも、集団接種の日数、個別接種の日数および接種可能人数を増やすよう笛吹市医師会に要請をし、協力を得る中で、7月末までの接種完了を目指し、体制強化を進めているところです。

予約につきましては、4月21日に65歳以上の高齢者を対象に受付を開始しましたが、電話が集中し、つながりにくい状態となり、市民の皆さまにご迷惑をお掛けする結果となりました。これを改善するため、コールセンターの電話受付人数を増加するとともに、対象者の年齢を区切って受付を行うこととしました。

このような改善を行っても、電話での受付は1件当たり15分程度かかり、1日に対応できる数に限りがあるため、予約の際は、可能な限りインターネット予約のご利用をお願いします。

ご自身でインターネット予約が難しい場合は、ご家族、友人、知人がスマートフォンやパソコンを使って予約することができます。インターネット予約の方法が分からない方には、健康づくり課および各支所の職員がサポートしますので、お気軽にご相談ください。

また、ワクチン接種については、5月9日から開始しており、6月からは開業医による個別接種もスタートしています。接種状況につきましては、6月10日現在、2回接種者は1,432人で、1回接種者は6,753人です。

引き続き、市民の皆さまが安全かつ円滑に接種できるよう、職員と一丸となって全力で取り組んでいきます。

次に、有料指定ごみ袋の価格の見直しについてです。

ごみの減量と適切な分別を推進するため、平成29年4月に導入した有料指定ごみ袋については、私が市長に就任した平成28年11月には、現在の販売価格などが決定されていたことから、3年間は導入効果を見極める期間とし、その推移を見てきました。

実際、生活系可燃ごみの減量率は、導入前の平成28年度と比較して、過去3年は12%程度の減少で推移しており、可燃ごみの減量に関し、有料指定ごみ袋の導入は一定の効果があったと考えられます。

しかし、本市の有料指定ごみ袋の販売価格が近隣の市と比べて高いことについて、市民の皆さまからご意見が寄せられていたこともあり、令和3年4月の販売価格の減額を目指し、これまで、販売価格の見直しを含めた検討を進めてきました。この間、残念ながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、市民の皆さまの意見を伺う機会が思うように設けることができませんでした。

そのため、想定していた時期から遅れたものの、本年2月に廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理手数料、すなわち、有料指定ごみ袋の販売価格の見直しについて諮問をし、5月には、審議会から「市民の「ごみ減量化」に対する取り組みおよび減量意識の高揚に応えるものとして、販売価格を減額改定すべき」との答申がなされたことから、今回、一般廃棄物処理手数料の減額に係る条例案を本議会に上程したところです。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている市民の皆さまの経済的な負担軽減を図りつつ、ごみの減量がさらに進むよう、取り組んでいきます。

次に、笛吹市消費喚起キャンペーン事業についてです。

市内の消費を喚起して地域経済の活性化を図るとともに、非接触型の決済を促進するため、6月1日から8月31日までの3カ月間、「ともにがんばろう笛吹！対象店舗で最大30%が戻ってくるキャンペーン」を実施しています。

この消費喚起キャンペーンには、市内の小売業、飲食業および宿泊業など約600店舗が参加しており、これらの店舗で期間中にPay Payによる決済を利用すると、決済金額の最大30%のポイントがPay Payボーナスとして付与されます。

市民の皆さまはもちろん、市外の方々にも積極的にご利用していただき、地域経済の活性化が図られるよう取り組んでいきます。

次に、笛吹市夏祭り第57回石和温泉花火大会についてです。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し中止としましたが、今年は、来場者が安心して観覧できるよう、観覧席に人数制限を設け、入り口で検温を行うなどの感染対策を徹底し、7月24日から8月21日までの毎週土曜日の5日間に分けて開催します。

花火をご覧になる際は、マスクを着用し、密を避けるなどの基本的な感染対策を行いつつ、「笛吹の夏」を楽しんでいただきたいと思います。

次に、新道峠展望台の供用開始についてです。

新道峠展望台については、7月31日の供用開始に向け整備工事を進めています。供用開始に伴い、沢妻亭のあるすずらんの里を発着地とする展望台への送迎バスの運行も開始する予定です。

また、展望台の愛称を募集したところ243件の応募があり、選考の結果「～新道峠からの富士山眺望スポット～FUJIYAMAツインテラス」に決定をしました。

新道峠展望台を新たな観光スポットとして多くの皆さまに知っていただけるよう、国内外にアピールしていきます。

次に、多目的芝生グラウンドの整備に係る検討についてです。

今年度は、グラウンド整備の必要性や課題などを整理した上で、整備方針、建設候補地の選定、施設の規模や導入する機能など、整備に係る基本計画を策定することとしており、現在、関係課職員で構成する「多目的芝生グラウンド整備検討プロジェクトチーム」を編成し、基本計画の策定に伴う課題を検討しています。

また、基本計画の策定について事業者からの支援を受けるため、公募型簡易プロポーザル方式による事業者選定を行っているところです。

さらに、基本計画の策定に必要な事項を調査検討するため、関係団体の代表者や学識経験者などで組織する、検討委員会の設置に係る条例案を本議会に上程しています。

次に、「地区防災計画」および「わが家の災害時行動計画」の策定支援についてです。

市では、行政区を災害時の共助の主体として位置付け、行政区の「地区防災計画」の策定支援を行います。

この計画は、地域の特性に応じて予想される災害、避難行動要支援者の避難誘導、在宅避難者の支援、指定避難所の運営、具体的な防災対策、防災マップなどについて定めるものです。

今年度は、浸水害および土砂災害のおそれのない行政区からモデル地区を選定し、ワークショップを開催して地区防災計画の策定を進めるとともに、計画のひな型を作成し、ほかの行政区での策定を進めていきます。

また、各世帯が、災害時に判断に迷うことなく行動できるように「わが家の災害時行動計画」の策定を支援し、自助力の強化に努めます。

現在、計画策定について事業者からの支援を受けるため、事業者選定を行っているところです。

次に、防災備蓄倉庫整備事業についてです。

指定避難所の開設を迅速かつ効率的に行うため、3カ年かけて、すべての指定避難所に防災備蓄倉庫を整備します。

今年度は、八代総合会館、若彦路ふれあいスポーツ館、石和富士見小学校の3カ所の指定避難所に、計6棟の倉庫を整備します。

次に、病児・病後児保育施設の開所についてです。

病気または病気から回復途中にある0歳から小学校6年生までの児童を一時的に預かり保育する、病児・病後児保育所「そらいろ」が、5月6日に一宮温泉病院内に開所しました。

市内では初めての病児・病後児保育所となり、身近な施設での利用が可能となったことから、これまで以上に子育ての負担軽減が図られるものと期待をしています。

開所から6月10日までの利用者は21人となっています。

次に、市立保育所の完全給食化についてです。

現在、指定管理者制度を導入していない市立保育所における3歳児以上の給食については、おかずやおやつなどの副食のみを提供しており、ご飯などの主食は持参してもらっていますが、保護者の負担軽減や、さらなる子育て支援の充実を図るため、主食の提供を行う完全給食化に向け取り組むこととしました。

令和4年4月から、市立保育所の完全給食化が実施できるよう、取り組みを進めていきます。

次に、学校プール民間活用モデル事業の実施についてです。

5月25日から、石和南、石和東、石和北の3つの小学校を対象に学校プール民間活用モデル事業の実施をしています。

民間の屋内プールの活用は、天候に左右されず、計画的な水泳授業が実施できるとともに、専属インストラクターの効果的な指導により、児童の泳力向上などが期待されることから、本格的な導入に向け検証を行っていきます。

次に、春日居中学校の文部科学大臣表彰についてです。

4月23日に、春日居中学校が「令和3年度子どもの読書活動優秀実践校」として、文部科学大臣表彰を受けました。

春日居中学校の年間を通して行う朝読書をはじめ、生徒が本の内容を紹介し合い、どの本が読みたくなったのかを投票する「校内ビブリオバトル」や、家庭で読んだお勧めの本を短いフレーズで紹介する「家読ポップ展」など、これまで生徒や関係者の皆さまが行ってきた特色ある取り組みが評価されたことに、改めて敬意を表したいと思います。

次に、東京2020オリンピック聖火リレーについてです。

笛吹市においては、6月27日に実施され、市内の走行ルートは、出発式が行われる春日居支所から、春日居小学校前を通過し、大野桑戸橋までとなります。

聖火ランナーの走行の様子は、インターネットのライブ中継で視聴が可能ですので、沿道での応援を控えていただきたいと思います。

続きまして、本日、提出しました案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、報告案件5件、承認案件4件、条例案9件、補正予算案5件、その他の議案5件、合わせて28件です。

はじめに、報告案件です。

一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計および市営春日居地区温泉給湯事業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令および地方公営企業法の規定により、それぞれ議会に報告を行うものです。

続きまして、承認案件です。

まず、「笛吹市税条例等の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」および「笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

次に、「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」は、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を活用するため、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4億3,658万円を追加し、総額を359億9,169万円としたものです。

次に、「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて」は、低所得のひとり親世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」を一日も早く支給する必要があるため、関係経費として、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5,820万円を追加し、総額を360億4,990万円としたものです。

いずれも緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会設置条例の制定について」は、整備基本計画の策定に関し必要な事項を調査検討するため、検討委員会を設置する必要があることから、条例を制定するものです。

「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について」は、一般廃棄物処理手数料を減額することに伴い、条例の一部を改正するものです。

「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」は、指定管理者に学童保育室の管理を行わせる場合において、当該指定管理者の収入として学童保育室の利用料金を収受させることに伴い、条例の一部改正をするものです。

「笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、「笛吹市地域公共交通会議設置条例の一部改正について」、「笛吹市手数料条例の一部改正について」、「笛吹市指定地域密着型サービスの事業の人数、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、「笛吹市道路法施行条例及び笛吹市営自動車駐車場条例の一部改正について」および「笛吹市道の構造基準等を定める条例の一部改正について」は、いずれも関係上位法令等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億3,962万円を追加し、総額を361億8,952万円とするものです。

歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症予防接種事業の事業費の減額に伴い、国庫支

出金を１億３，２８２万円を減額しました。

また、県支出金は産地パワーアップ補助金などにより３，４４０万円、諸収入はコミュニティ助成事業が採択されたことにより４，２５７万円、寄附金はクラウドファンディングの実施により５千万円、繰入金には財政調整基金などから１億７，３２６万円をそれぞれ追加しました。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症予防接種事業について２億３，２５２万円を減額しました。これは、関係経費を令和２年度に執行する必要性が生じ、補正予算を編成し対応したため、令和３年度当初予算に計上した４億７５７万円を減額の上、新たに、集団接種の追加実施や、６５歳未満の方へのワクチン接種に係る費用として１億７，５０５万円を追加計上したものです。

次に、補正予算（第２号）で対応した「子育て世帯生活支援特別給付金事業」について、国が、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する支給要領を示したことから、給付金など８，０２８万円を追加しました。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大きな打撃を受けている石和温泉郷で、イルミネーションに代わる集客につなげる新たな取り組みとして、プロジェクションマッピング事業を行うために３，８００万円を追加しました。

このほか、ふるさと納税事業に３，１０９万円、コミュニティ助成事業に４，７３０万円、産地パワーアップ事業に３，２６１万円をそれぞれ追加するとともに、まちづくり基金に５千万円の積み立てを行うこととしました。

次に、特別会計の補正予算案です。

国民健康保険特別会計など２会計について、合計で２，１４４万円の追加を行うものです。

次に、公営企業会計の補正予算案です。

水道事業、公共下水道事業の２会計において、収益勘定、資本勘定に総額２，１０６万円を追加するものです。

続きまして、その他の議案です。

「普通財産の譲与について」は、市の普通財産となっている墓地を、現在管理している寺院へ無償譲与することについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「動産の取得について」は、笛吹市行政バス２号車、御坂スクールバスおよび市の情報ネットワークのデータ記録装置として使用するストレージ機器の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものです。

「市道の廃止について」は、周辺地域の土地利用等の変化に伴い、市道１路線を廃止することについて、道路法第１０条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件につきまして、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

○議長（保坂利定君）

これより日程第5 報告第1号から日程第9 報告第5号を一括議題とします。

本件については、議案書にありますとおり一般会計ならびに水道事業会計、公共下水道事業会計および笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令および地方公営企業法の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

○議長（保坂利定君）

次に日程第10 承認第2号から日程第13 承認第5号までを一括議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号から承認第5号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号から承認第5号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより承認第2号から承認第5号までについて、それぞれ討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

承認第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより承認第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

承認第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより承認第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

承認第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより承認第4号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

承認第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより承認第5号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日6月15日から6月21日までは、議案調査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日6月15日から6月21日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は6月22日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時09分

令和 3 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 22 日

令和3年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和3年6月22日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第45号―議案第63号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	16番	前 島 敏 彦
17番	小 林 始	18番	渡 辺 正 秀
19番	保 坂 利 定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	田 中 親 吾
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
産業観光部長	小 宮 山 昌 彦	建 設 部 長	標 博 司
公営企業部長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	赤 尾 好 彦
総 務 課 長	茂 手 木 政 和	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	金 井 久	消 防 長	矢 崎 丈 司
代表監査委員	横 山 祥 子	農業委員会会長	三 枝 啓 一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	内 藤 三 記 子
議 会 書 記	北 野 隆 史

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事については可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、一般質問1人終了ごとに暫時休憩をいたします。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われておりますので、議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いでも結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（保坂利定君）

日程第1 市長提出議案「議案第45号」から「議案第63号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは、10名から18問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番とおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内とします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知を願います。

それでは、通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

はじめに、気象防災アドバイザーの活用をについて伺います。

頻発化、激甚化する自然災害に備えた専門家の知識を持った人の人材を育成、また活用する必要があると思います。

気象庁が委嘱しました、この気象防災アドバイザーは、地域の気象災害情報に詳しく、自治体の防災対策を支援する専門家であります。２０１７年度に気象庁による研修が行われ、この研修の修了者、また地方気象台の元職員など２９人が、昨年１２月までに気象防災アドバイザーの委嘱を受けており、さらに増員も進んでおります。防災・減災対策が地方行政の大きな柱となる中、専門家が自治体をサポートする意義は大きいと考えます。

２０１８年７月に、西日本を中心とした集中豪雨で、徳島県三好市は気象防災アドバイザーの助言をもとに、早期に避難情報を発信し、死傷者が出るのを防ぎました。

また、災害時以外の活動にも注目すると、気象防災士が自治体の職員を対象に勉強会を行ったり、市民講座の講師を担当するなど、このほか、防災マニュアルの作成や見直し、防災訓練への協力など幅広い活動が想定されており、自治体の防災力を向上させる即戦力として期待されております。本市の災害対応力を強化するため、気象防災アドバイザーの活用必要性を感じますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

気象防災アドバイザーの活用についてです。

気象防災アドバイザーは、平成２９年度から研修が開始され、現在全国で８４人が委嘱されていると伺っております。

平時には、地域の自主防災組織や学校、福祉施設等の防災訓練や避難訓練に出向き、気象情報や防災情報に関する講演や訓練の支援を行っています。

また、災害時には、自治体において、気象台からの防災気象情報を読み解き、市の防災対応を支援しています。

本市においても、今年度から、わが家の災害時行動計画や地区防災計画の策定に着手しますので、市の防災力を向上させるため、気象防災アドバイザーの活用に向けて研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○１４番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。今は、台風以外の６割の集中豪雨というか、それが皆さんもご存じのとおり線状降水帯によって起こる。先ほどの西日本の場合も、この線状降水帯でございました。これはご存じのとおり、発生したあとにこの情報を流さなければならないという難しいものがありまして、今、国のほうでもこのことに対して研究し、一刻も早くそれがキャッチできるような体制になっておりますが、笛吹市としても今後検討してくださるということですけど、その間にもし、またそういうようなことがあってはならないと思うんですね。

だから頻繁にこの気象防災士の人たちと、地方気象台と連携を取りながら、今度すぐから、線状降水帯の発令というか、それが言葉がまたちょっと市民の皆さまに分かりづらいような格

好で出るようになりますから、そういったことに対しましても、広報の中でこんなような言葉が出たら、これは集中豪雨がもうすぐ来ているから、垂直避難をしてくださいとか、各個人の市民の皆さま方も、もしそうなった場合はどこに避難するかということも、やっぱり日ごろから考えておかなければなりませんので、こういった広報の活動をよろしく願いたいと望んでおります。

先ほど答弁の中に、学校のほうでもいろいろ教育関係という格好で、子どもさんたちにこういった防災訓練のことはいろいろなさっていると思うんですけど、特に考えるのは台風の起き方とか、また水害が起きたとき、なかなか子どもは興味心が強いものですから、川のそばに行ったり、そういうことがございます。そこで命を落とした方も、大人でもございますので、そういった教育、そういったものの必要性を感じますが、学校ではどのような状況なのか、また今後取り入れていただけるのか、そのへんをお聞きたいします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

渡辺清美議員の再質問にお答えいたします。

防災教育につきましては、学習指導要領に定められております。その中で社会科や理科、保健体育など教科横断的に取り組んでおります。

具体的にはハザードマップなどの資料を使って、自然災害の事例を学んだりしています。また教員が、県教委が実施する研修に参加したりして、その防災教育に対する資質能力を身に付けております。総体的には、学校危機管理マニュアルというものがございまして、それに基づき防災教育や防災訓練を実施しています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。やはり気象防災士が、アドバイザーがすぐそばにいれば、すぐに、学校に行き行って赴いて、直接やっていただけたと思いますので、今後とも、一日も早いこの活用をお願い申し上げます。

2点目としまして、結婚新生活支援事業についてお伺いいたします。

少子化対策として結婚を希望する人が希望する年齢で結婚がかなうよう、環境整備をするための国策として平成30年度から導入されております。

国は支援策を実施しています地方自治体を対象に、補助率2分の1となっております。

2015年に実施した国のアンケートでは、結婚に踏み切れない主な要因に、経済的理由を回答した人が多かったことから、結婚に伴う経済的負担を減らすため、新婚世帯に対して新生活の初期費用、特に新居の家賃や引っ越し費用などを支援するものでございます。

今年3月までは婚姻時の年齢が夫婦とも34歳以下、また世帯の年収が約480万円未満などの条件に当てはまれば30万円を上限に補助を受けておりました。4月からは、さらに改善されまして、年齢の条件も39歳以下に緩和され、世帯の年収も約540万円未満に拡大。ま

た、60万円を上限に補助することに。対象者は結婚新生活支援事業を実施している市区町村に住んでいる、そして新たに婚姻届を出した夫婦でございます。

山梨県内では韮崎市がいち早くから実施しており、次いで市川三郷町、近年になりまして南アルプス市、富士川町、甲斐市と続いております。

コロナ禍という大変厳しい経済状況の中、本市におきましても結婚支援、この生活支援事業の重要性を感じますが、本市の今後の取り組みとお考えをお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えをいたします。

結婚新生活支援事業については、今年度、全国で539の自治体が導入していますが、自治体全体の導入率では約31%に留まっています。

県内においては、議員が示されたとおり韮崎市・南アルプス市・甲斐市など6市町が導入し、平均して年4～5件程度の申請を予定しているとのことです。

これに対して、本市では独自の支援策として、子育て世代住宅取得補助金制度を設けており、新築住宅30万円、中古住宅で25万円の補助を行っています。こちらは非常に好評をいただいております、令和元年度に156件、2年度に163件の実績を数えています。

このことから、市では、より市民からの需要が高く、定住に直結します本制度を採用しており、結婚新生活支援事業については、導入した市町村の動向を注視する中で、今後の検討課題としているところです。

ただし、議員ご指摘のとおり、本年度、国が当該事業の見直しを行い、都道府県主導型市町村連携コースが追加をされました。このコースは、都道府県が中心となり、本事業の導入市区町村の割合を面的に拡大する計画を推進するもので、採択された場合には補助の上限や補助率が拡充されます。

今後、このコースを県が導入するとした際には、市としても少子化対策、移住定住対策等の一案として、具体的に検討していくべきと考えるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。この結婚新生活支援事業は、公明党が実はここで青年局を中心としまして、本年3月から5月まで5つの政策を提案しまして、全国で3千名の議員が動き、そして若者の声を聞かせていただきました。私たち笛吹市としましても、しっかりとこれを推進させていただき、70万を超える方々のご意見を頂戴しまして、6月4日に政府のほうに、これを政策提言させていただきました。

その3つ目にあります結婚、妊娠、出産、育児丸ごとサポートの中に、この新生活支援事業補助率もありますけども、60万円を上限にということを全国に打って出させていただきました。もうすでにこの県内の市の議会も始まっております。笛吹市は今回遅かったほうですけど、

すでにこれを提案している市もございます。そんな感じで、一気に進ませていただきますので、これがいち早く私は、実はこの笛吹市から手を挙げていただきたかった。それを利用する人たちがあまり大勢じゃないからおっしゃいましたけれども、政治というものは、例え一人であろうとも、困っている人があったら助けるものでございます。ましてやこのコロナ禍という経済状況の中、新たな生活を出発しようという青年の背中を押してあげたい、その思いでいっぱいでございます。

それで、なかなか生活ができなくて結婚できないということはあつてはならないと思いますので、県の号令がかかりましたら、直ちに手を挙げていただきたいことを願ひまして、私のお願いですけれども、どうでしょうか、そのへんは。準備のほうはしっかりと、早急にお願いいたしますが。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

過日、県の子育て政策課のほうへちょっと問い合わせをさせていただいたんですが、その際、今年度に向けて山梨県においても、一応手を挙げたようでございますが、残念ながら採択されなかったというような回答をいただいております。

先ほども答弁させていただきましたとおりですね、県が申請をして採択をしたという場合には、金額60万円というような、市民の皆さまにとってもですね、非常に大きい金額でございますので、こちらについては県と協力をする中で、実現に向けて動けばいいと思います。

ただ、この収入要件、そして年齢要件でございますが、まだまだちょっとハードルが高い、1世帯あたりの合計の収入が約540万円ということですので、2名、また子どもさんがいたりとした場合には、かなりちょっとハードルが高くなってしまうというようなこともございますので、このへんのところ緩和に向けても、また県を通じて国のほうへ働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。私たちもしっかりと県のほうが手を挙げてくださったなら、それをしっかりと後押しできるようにまた考えて、努力してまいります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を10時30分といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時28分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、河野正博君の質疑および質問を許可します。

なお、河野正博議員から資料の提示について申し出があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

4番、河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、新風会の河野正博が一般質問をいたします。

質問に先立ちまして、市役所の皆さんのおかげで、私の周りでもコロナワクチンの予約および接種ができた方が徐々が増えております。地域の雰囲気は確実に落ち着きを取り戻しつつあります。

それからPay Payについてですが、その経済効果およびキャッシュレス決済、これはよく言われるんですが、もう1つお伝えしたいことがあります。

私の家に来る高齢者の方から、俺はPay Payは使えないけれど、明るい良い施策だねという声や、私は孫に頼んでPay Payが使えるようにしてもらった。だから、Pay Payを使うときには孫と一緒に行って、真っ先に孫のものを買ってやるといった声があります。

つまり高齢者の人が、Pay Payが使えるようになるために、新しいことに挑戦したり、Pay Payを話題とした新たなコミュニケーションが生まれていると、私は考えています。

Pay Payの事業が市民の心に寄り添った、市民を勇気づける明るい事業であるということをお伝えして、私の一般質問に入りたいと思います。

第1問目は、笛吹市の文化財保護と活用についてであります。

私の住んでいるこのまち笛吹市は、縄文、弥生時代の遺跡群から始まり数多くの歴史的文化財があります。

ちなみに春日居町寺本廃寺は、650年から700年の間に建てられたものだそうです。日本最古の木造建築奈良の法隆寺は607年に建立されたものですが、670年にすべて焼失されたと日本書紀には記されています。いずれにしても、寺本廃寺は法隆寺クラスの古さがあると言えます。参考として奈良の大仏建立は745年、比叡山延暦寺の開山は805年、高野山金剛峰寺の開山は816年です。

笛吹市の文化財資料によりますと、笛吹市内には国指定の重要文化財が11件、県指定の文化財が56件、笛吹市指定の文化財が135件あります。

まさに、「甲斐の国千年の都」に相応しい内容を誇っています。これはどのような人が連れてきても、事実、歴史的事実であります。この文化財を保護し、あらゆる施策に活用することが必要ではないかと思います。

そこで、お伺いいたします。

（1）文化財保護と文化財活用施策について、基本方針をお伺いします。

（2）現在行われている文化財保護施策と令和3年度文化財保護歳出予算について、お伺い

します。

(3) 無形文化財保護について、その施策をお伺いします。

(4) 文化財を生かした、教育、観光産業等横断的事業について、お伺いをいたします。

(5) 文化財を共助社会の育成に活用することについて、お伺いします。

(6) 地域への文化財への啓蒙活動の状況について、お伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

それでは、河野正博議員の一般質問にお答えいたします。

まず、文化財の保護と活用施策の基本方針についてです。

文化財保護法は、文化財を保存し、その活用を図ることにより、国民の文化向上と世界文化の進歩に貢献することを目的としています。

そのため、本市では、先人が築き伝承した文化財を適切に保存するとともに学びの場や地域づくりに活用することで確実に次代に継承していくことを基本と考えています。

次に、文化財保護に係る施策と令和3年度歳出予算についてです。

指定文化財の所有者への支援として、専門家による助言指導や修繕費用の助成を行っています。

また、史跡の整備として、重要な文化財である国指定史跡甲斐国分尼寺跡の土地の公有化を進めています。

一方、発掘調査として、土木工事に先立つ遺跡の確認調査、出土品の整理などを行っています。

これら、文化財保護に関する令和3年度歳出予算額は、1億6,481万7千円になります。

次に、無形文化財の保護施策についてです。

無形文化財の保護については、春日居町鎮目の山梨岡神社太々神楽や御坂町二之宮の美和神社太々神楽、一宮町東原の和歌囃子など、民俗芸能の継承団体に対しまして、上演の機会づくりや民間による助成事業の情報提供を行うとともに、笛吹市文化財保存事業費補助金を交付して、後継者育成や伝承活動の支援に取り組んでいます。

次に、文化財を活用した教育、観光産業等の横断的事業についてです。

文化財ガイドマップ等の作成と、甲斐国分寺跡や市内の社寺などを案内するガイドグループの育成を行っており、旅館などが歴史や文化に興味を持つ観光客のガイドとして活用しています。

また、リニューアルいたしました釈迦堂遺跡博物館では、平成30年5月に「星降る中部高地の縄文世界」が日本遺産に認定され、縄文文化への関心が高まっていることから、これをテーマとした常設展示を行っています。

併せて、小中学生に対する校外体験授業や出前講座も実施しております。

一方、観光事業者に対しては、縄文文化に触れる機会として、修学旅行などの教育ツアーに組み込み、利用してもらえるようPRしており、これまでに栃木県内の小学校が修学旅行に訪れています。

次に、共助社会の育成のための文化財活用についてです。

地域住民がともに協力し合い、地域をつくる共助の社会づくりのための文化財の活用としては、市内各地で行われている民俗芸能の伝承活動があります。

八代町米倉区では、明治末期から約８０年間途絶えてきた人形三番叟を地域住民の努力で平成２年に復活させることができました。その後は、旧八代町、笛吹市で文化財に指定して活動の継続を支援しています。

次に、文化財の啓蒙活動についてです。

文化財に関する出前講座や地区公民館で開催されている高齢者サロンで、土器片の文様を和紙に写し取る「拓本」などの体験型メニューの実施や市内に点在する文化財を巡る散策用マップの配布などにより、地域の文化財を知っていただく取り組みを行っています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。再質問は、４番目の文化財を生かした教育、観光産業等の横断的事業であります。

笛吹市内には、先ほどお話にあったとおり、４つの太々神楽があり、先輩議員から教えてもらったんですが、岡神社の太々神楽はもう１５０年以上、地域で守って愛され伝承されているということを教えていただきました。

岡神社以外の保存に携わる方に、この場をもって敬意を表すとともに、甲斐の国千年の都を紹介するために、みんなの広場オープニングセレモニーのプログラムに加えられないかどうかお伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

現在、みんなの広場については、オープニングイベントの企画立案、運営等の業務を行う業者を選定するためのプロポーザルを行っております。

プロポーザルで選定された事業者からのイベント内容の提案を踏まえた上で、神楽の実施について検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。よろしくお願いをします。

文化財と、その産業経済活動が結びついている例として四国遍路をちょっとお話ししたいと思います。

四国遍路は、弘法大師ゆかりの真言宗のお寺の８８カ所を回ることです。全行程は１，２００キ

ロ以上に及びまして、おおよそ歩き遍路の場合は50日から60日で結願となります。

1日あたり1千人から2千人のお遍路がスタートします。お遍路には当然衣装とか、輪袈裟とか、数珠とか、それを求めてスタートいたします。当然、食事や宿泊もそのようになっております。

近くは、秩父の34寺巡拝があります。これは全行程120キロぐらいになります。いずれも般若心経をお寺に収めて、納経帳に記載をいただいております。1つのお寺で1回の納経料は300円、これに決められております。

ちなみに、議長、私、自分の納経帳を持ってまいりましたので、市長にお見せしたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（保坂利定君）

許可します。

○4番議員（河野正博君）

これがその納経帳になります。

新道峠で大パノラマを見て、芦川ですずらんおよび山田議員提案のアサギマダラを観察して、峠を下ってブドウ狩り、桃狩りを楽しんでもらう。そして一宮浅間神社の社殿や大蔵経寺などの古刹を見学して、甲斐の国千年の都に思いをはせながら、ありがたい御朱印をいただき、温泉で疲れを癒し、おいしい料理を堪能するといった、「丸ごとたつぷり笛吹観光プラン」はどうでしょうか。

毛利元就の三本の矢で言いますと、1本目は果樹王国笛吹、2本目の矢は癒しの温泉郷、そしていよいよ3本目が甲斐の国千年の都だと考えております。ぜひご研究ください。

次に、ICT教育の状況と課題について質問いたします。

今年4月から市立小中学校にタブレットが配られました。授業方法が様変わりすることが予想できます。先生方の工夫がより一層求められると思います。さらに、生徒間での新たな格差、例えば、情報機器に精通している子とそうでない子、あるいは情報環境のある子とない子などです。

また、ある教育調査では、計算力や漢字の書き取り等の暗記力育成に、必ずしもICT教育の優位性がないということもいわれております。ICT教育については、私も懐疑的な部分があります。

先生方の授業準備負担の増加など、新たな課題も生まれているのではと思います。さらに、公立校に求められる教育も大きく変化するのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえて、質問いたします。

- (1) ICT教育導入で笛吹市の義務教育に求められることは何か伺います。
- (2) タブレット導入に先立つ情報通信環境整備の進捗状況について、伺います。
- (3) タブレット授業の進捗状況について伺います。
- (4) タブレット授業での生徒の格差対策について伺います。
- (5) タブレット教育が、生徒の個性喪失につながらないか伺います。
- (6) 教師のタブレット授業準備負担への対応策について伺います。
- (7) タブレット授業で期待できる点について伺います。
- (8) タブレット授業の検討事項について伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野正博議員の一般質問にお答えいたします。

まず、ＩＣＴ教育導入で笛吹市の義務教育に求められることについてです。

これまでの教育活動とインターネットを使用した情報収集や習熟度に応じたデジタル教材の活用等、ＩＣＴの活用を効果的に組み合わせて授業を実施し、学習の基盤となる知識や技能、思考力等を確実に育成するとともに、情報活用能力を育てていくことが求められていると考えます。

次に、タブレット導入に先立つ情報通信環境整備の進捗状況についてです。

各教室の校内無線ＬＡＮについては、令和３年２月２６日までに、すべての小中学校において整備が完了しました。

さらに、６月には、校内無線ＬＡＮのインターネット回線速度を増強し、高速通信が可能になる整備を行っています。

こうした整備により、児童生徒がタブレットを使って一斉にインターネットに接続した場合でも、スムーズに使用することができるようになります。

次に、タブレットを使った授業の状況についてです。

理科や図工の授業で、植物の観察記録や粘土で作った作品をタブレットで撮影したり、社会科や総合的な学習の調べ学習で活用したりしています。

また、校外学習時にタブレットを使用し児童生徒が撮影した文化財について、プレゼンテーションソフトを使って発表している中学校や、タブレットを使って朝の健康チェックを行っている小学校があります。

教育内容や発達段階を考慮し、各学校の教育課程に応じて活用を始めています。

次に、タブレットを使った授業での児童生徒の格差対策についてです。

学校ごとの情報教育年間計画に基づき、発達段階に応じた系統的な指導を行うとともに、グループ学習を取り入れ、子どもたちが教え合いながら学習を進めるなど授業形態を工夫しています。

また、市担講師や学校サポーター、学力向上支援スタッフを活用し、きめ細かな指導を行っています。

次に、タブレット教育が生徒の個性喪失につながらないかについてです。

タブレットは、授業の中に効果的に取り入れながら活用しています。教育活動のすべてをＩＣＴ機器に委ねるのではなく、児童生徒の思考や表現が単純化、画一化しないよう、目的に応じて適切に活用していくことで、一人ひとりの個性を育てていくことができると考えています。

次に、授業準備に係る教師の負担軽減策についてです。

各学校では、校務支援システムや教師用タブレットを活用して学習教材や授業案を教師間で共有し、お互いの授業を参考にしながら授業準備の負担軽減を図っています。

また、校長会や教頭会、各学校の代表者で構成する市学力向上研究委員会、各学校の情報教育担当で構成する市小中学校ＩＣＴ連絡会議の中で、授業で活用できるソフトの使い方や効果的な指導法について学ぶ機会を設けています。

次に、タブレットを使った授業に期待できる点についてです。

動画や静止画による学習内容の理解の促進、習熟度に応じたデジタル教材の活用、インターネットでの調べ学習、一つの画面をグループで共有し、リアルタイムで意見を交換する学び合いなどデジタルの長所を生かし、今まで以上に多様で深い学びの提供が期待できます。

次に、タブレットを使った授業における検討事項についてです。

タブレットをより効果的に活用するための方策として、デジタルドリルや教育支援ソフトの導入、タブレットの持ち帰りによる家庭学習との連携のあり方などを、市学力向上研究委員会等で検討しています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。1つだけ再質問をしたいと思います。項目は6番です。

私が調べたところ、学校教育課の会計年度任用職員さんは177人とお聞きしております。このうち教員免許を持っている方がおおよそ7、80人おられるというふうに聞きました。このタブレット授業準備の負荷への対策として、こういうような会計年度職員さんをサポーターとか補助員として使えないかどうか、再質問いたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野正博議員の再質問にお答えいたします。

現在、すでに小学校において、こういった職員によりタブレットの研究なども進んでおりまして、実際に使用しているような場面があります。先ほどの健康管理など、タブレットで実施しているなどという事例をお話ししましたが、こちらにつきましては、そういった職員による提案で始まったものです。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。ここで簡単な引き算を一例としてお話ししたいと思います。

16－8の計算です。一般的に教わるのは1の位の6から8は引けないので、10の位の10を借りてきて、10からこの8を引くと、この残った2と、もともとあった6を足して答えは8という計算を教えていると思います。

ところが、私のところに来る2年生は、この計算をやっておりません。この子は、10になるペアを常に頭に描いている。5のペアは5、4のペアは6、3のペアは7、こういうふうに描いております。この子は、1の位の6と8を比べて差は2、だから答えは8なんです。こういうふうな計算をやるんです。14－5は1個違いだから9なんです、答えは。

この計算は、私はこの子に数学の可能性を見えています。この数についてよく観察し、洞察し、計算方法を自分で見つけ出している想像力に私は感心しています。

また、中学校へ通うと算数が数学に変わります。この場合、1つの大きな壁はプラス・マイナスの概念が足す・引くから変わるところです。これを理解することが、まず真っ先の数学における壁になります。ところがこの子は、6と8の差、2のところすでにこのマイナスの概念をここに入れている。ただこれだけのことなんです、この子のすごさを私は評価したいと思います。ぜひ型にはめないで、このような思考力、自分なりの思考力をする子を大事に育ててほしいと。能力開発にタブレットを位置づけてほしいと思います。

終わりに1つだけ、お言葉をご紹介します。

伝教大師最澄、比叡山延暦寺の天台宗の開祖です。この方が「一隅を照らす、これすなわち国宝なり」とおっしゃいました。この「一隅」というのは「ひとすみ」のことです。この言葉の意味は片隅の誰も注目しないような物事にちゃんと取り組む人こそ偉い人だという意味です。

誰もが注目するような表舞台で派手に活躍するばかりが尊いわけではありません。一人ひとりが自分のいる場所で一隅を照らしてこそ、私たち本来の目的、役目が果たせることであり、それが積み重なることで世の中が出来上がっているということをお伝えし、私たちの仕事に臨む姿勢として、良い言葉だなと思ってご紹介しました。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時14分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、通告に従い、野澤今朝幸君の質疑および質問を許可します。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

議長の通告が出ましたので、以下質問します。

新道峠展望台への市営乗り合いバス運行について質問します。

地域観光資源である新道峠に、2つの展望台を整備する中で、新たな観光スポットとして、この7月下旬にオープンする予定になっています。

1億5千万円からの巨額を投じて整備した新道峠展望台には、市の並々ならぬ期待が寄せられることは明らかでありますし、地元芦川町としても、ぜひとも新装新道峠を新たな観光資源として売り出していきたいものだと考えています。

このような観点から以下、乗り合いバスの運行について、これに絞って質問をさせていただきます。

1 番目に、市営乗り合いバスのルートと運行時間はどう設定しているか。また、運賃はどのようなになっているかということです。

2 番目として、市営乗り合いバスの年間の運行期間と、休業期間の設定はどのようになされているかという点です。

3 点目は、一般車輛の通行は、一年中、水ヶ沢林道入口から先は乗り入れを禁止になるのか、その点についてです。

4 点目は、厳しい話ですが、初夏から初秋の眺望、富士山を見るわけですが、その湖面からの水蒸気等によって見えないことが多いと思われるが、その対応はどのように考えているか。

5 番目として、笛吹市の観光は宿泊観光に重きを置くというのが一般的ですが、その市営乗り合いバスをこの宿泊にどう結び付けていくか、その手立てを考えているか。

以上であります。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、送迎バスの運行ルート、運行時間および運賃についてです。

運行ルートは、すずらの里駐車場を発着場所とし、芦川農産物直売所おごっそう家、古民家藤原邸入口、すずらん群生地駐車場を經由し、先日、公募により愛称を「～新道峠からの富士山眺望スポット～F U J I Y A M A ツインテラス」と決定した展望台の入口が終点となります。

運行時間は、午前9時から午後4時までとし、平日は1時間おき、土日および祝日は30分おきに運行します。

また、運賃については、今年度は無料とします。

次に、送迎バスの運行期間および休業期間の設定についてです。

本年度における「F U J I Y A M A ツインテラス」の利用は、7月31日から開始し、市営水ヶ沢林道の冬季通行止めに合わせて、11月28日までとします。送迎バスは、利用期間に合わせて運行します。

また、令和4年度は、例年4月25日頃とされている通行止めの解除に合わせて運行を再開する予定です。

次に、水ヶ沢林道入口から先は一般車両の乗り入れを禁止するかについてです。

「F U J I Y A M A ツインテラス」への誘客に当たっては、周辺の施設管理および山林の防火管理を徹底しなければなりません。

また、林道は幅員が狭く送迎バスとのすれ違いも困難であり、林道終点での車両の十分な駐車スペースの確保ができません。

これらのことから、一般車両の乗り入れは禁止といたします。

次に、富士山の眺望が望めない場合の対応についてです。

送迎バスの乗車前に、「F U J I Y A M A ツインテラス」からの富士山の眺望をリアルタイムに確認できるようにするため、バスの発着場所となるすずらの里およびおごっそう家にモニターを設置する予定です。

次に、送迎バスの運行を宿泊に結びつける手立てについてです。

送迎バスの乗車時間を利用し、映像で、本市の観光情報および石和・春日居温泉郷のPRを行う予定です。

また、「FUJIYAMAツインテラス」が、ほかにはない富士山の眺望スポットであることを、SNSなどを使って国内外に発信するとともに、石和・春日居温泉郷の宿泊者を対象とし、早朝や夜間に「FUJIYAMAツインテラス」に訪れることができる特別なツアーを企画し、宿泊に結びつけていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

基本的な乗り合いバスというよりも無料ですから、送迎バスということでもいいかと思います。送迎バスの基本的な方向が、今、示されたと思います。

1つですね、感じるのは、あそこが完全に市営の送迎バスに、カメラマンなんかは写すときに、新道峠は展望が良いものですから、いつも来るんですが、そのへんの配慮はどういうふうになっているかという点ですね。この点を1つお願いします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

新道峠からの景観については、答弁でも申し上げたとおり非常に良いということで、ツインテラスを造る前からカメラマンに非常に人気があったということは承知しております。

ですが、その都度ゲートを開けるといふわけにはいきませんので、そこらへんは事前に周知して、ご理解をいただきながら新道峠からの写真を撮っていただいて、国内外に発信していただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

カメラで写す映像というのは非常に発信力も強くて、それでなかなか行けないということになると、この計画もちょっと半減するんじゃないかと、宣伝がですね。そういう意味で、この点についてよくまた考えていただきたいというふうに思います。

もう1つはですね、今言われたように、すずらんの里から出発してということで、芦川での完結のような形になってしまっているということで、できるだけ宿泊観光ですね、笛吹市の。この観光に結び付ける。暫定的に芦川のほうを中心に考えてくれるのはいいんですが、そのへんの、こちらの市内との関係、言ってみれば朝方の割合ともやのかからないとき、夕方のもやのかからないとき、こういう、ナイトツアーとかで、そういうものの企画は将来考えているかどうか、答えていただきたい。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

新道峠からの朝夕の富士山の眺めは、非常に素晴らしいものがありますので、答弁でも申し上げましたとおり、特別な企画ツアーを石和温泉、旅館組合等を通じて計画していただきまして、全国、さらに海外の皆さまにも見ていただきたいと思います。と思っています。

ぜひいろいろなお声をいただきながら、新道峠、ツインテラスからの眺めを内外に発信していきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

芦川町はもちろん、笛吹市でも大きな期待を寄せている新道峠展望台ですが、これはみんなの広場、あるいはリニアの見える丘とか、そういうところとセットにしてですね、大きく売り出していく必要があると思います。

まだ、今聞いたところによると、芦川の中である程度完結するような形であると思いますけれど、これをもっともっと広く、市内から観光が向こうのほうに行ける、そういうふうな形で、特に夕方、そして朝、そういう時間帯に見に行ける、そういう形にしていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、野澤今朝幸君の質疑および質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時29分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、通告に従い、落合俊美君の質疑および質問を許可します。

2番、落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、通告によりまして、2問、一般質問を行います。

新風会の落合です。

最初に、新型コロナワクチン接種についてお伺いをいたします。

2020年1月9日、中国武漢で新生コロナウイルスが最初に確認されました。その後、WHOが新型と認定し、1月末には国内初の感染が確認され、あっという間に全国に蔓延をいたしました。2020年3月には東京オリンピック、パラリンピックが2021年夏に延期が決

定、4月には当時の安倍首相が緊急事態宣言を発令し、経済状況から全国民に一律10万円の給付などが実施されました。そして、笛吹市として大学生等学業継続支援事業、創業持続化給付金事業、飲食店支援クーポン事業、小規模事業者支援金交付事業等、いくつかの事業を実施してきました。

2020年8月には、政府は国民のワクチンを確保したと発表いたしました。のちに笛吹市において、第1回目として65歳以上の方を対象にワクチン接種の予約が4月21日に行われました。当初ワクチン接種は500人分くらいとの説明でしたが、当日は2,845人分の予約受付ができたと同っています。予定より多くの方が予約できたのは大変良かったと思います。しかし、初めてのことで皆さんいち早く申し込みしたいばかりに殺到して、大半の方が予約できませんでした。電話の場合、「大変混みあっていますから、しばらくしてからお掛け直してください」というコールで、大変不満の声を多くの方からいただきました。その後、年齢制限により5月の10日に第2回目、年齢85歳以上1,290人が、また5月26日、第3回目、80歳以上3,150人分の予約ができたと同っています。私のところへは、「年齢を切った対応は大変良かったですよ」という声をいただきました。

またその後、予約の取れていない75歳以上の方が6月7日から、70歳以上の方が6月14日から、65歳以上の方が6月21日からと通知が届きました。6月からは開業医の先生方のご協力をいただき、個別接種が開始されております。そして電話のつながりが悪かったことを考慮しコールセンターの受付員を増員して対応しているとのことですが、市民の皆さまにはまだまだワクチン接種について不安に感じている方が多いようでございます。

そこで以下、質問をいたします。

最初に確認のため、ワクチン接種対象者は何歳からなのか。笛吹市内に対象者は何人いるのか。

2つ目、第1回目および第2回目の接種後副反応はありましたか。あった場合どのような対応をしたのでしょうか。

3つ目、接種の際、もしワクチンが残った場合の対応はどのようにするのでしょうか。

4つ目、65歳以上の方の接種はいつごろまでに終了予定なのでしょうか。

5つ目、65歳以下の皆さまのワクチン接種はいつから始まるのでしょうか。

6つ目、希望する市民が接種を終了するのはいつごろと見込んでいるのでしょうか。

以上、ワクチン接種についてお伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

まず、ワクチン接種対象者についてです。

接種対象は12歳以上の市民で、令和3年5月31日現在の住民基本台帳を基準に算出すると6万2,174人です。

次に、第1回目および第2回目の接種後の副反応についてです。

接種部位の痛み、疲労、頭痛といった副反応は、接種した人の50%以上に出現すると言われています。

接種後、15分間の経過観察中に副反応が見られたケースは、集団接種会場で1回目の接種終了後に体調不良を訴えた方が1人いましたが、しばらく休憩したのち、血圧測定を行い、症状に悪化が見られないことを確認し帰宅していただきました。2回目の接種終了後に体調不良を訴えた方はいませんでした。

個別接種では、接種を行った開業医などからの連絡により、帰宅後の体調不良で入院された方が5人いたということを把握しております。

なお、現時点ではワクチン接種と体調不良との因果関係は分かっておりません。

次に、ワクチンが残った場合の対応についてです。

予約者の急なキャンセル等によりワクチンに余りが生じた場合は、接種券がある医療従事者や入院患者に接種を行っております。

また、開業医では65歳以上の受け持ち患者などに連絡して接種を行うなど、ワクチンを廃棄することがないよう対応しています。

次に、65歳以上の方の接種終了予定についてです。

65歳以上の高齢者については、国が目標に掲げている7月末までのワクチン接種終了に向けて、本市においても笛吹市医師会の協力を得る中で、全力で取り組んでいます。

次に、65歳未満の接種開始予定についてです。

65歳以上の高齢者が終了したのち、直ちに接種開始できるよう準備を進めていきます。

なお、64歳以下の接種については、基礎疾患を有する方、高齢者施設および障害者施設等の従事者、保育所・幼稚園・学校・放課後児童クラブ等の職員などを優先して行うこととし、これらの次に一般の方の接種を考えています。

次に、希望する市民が接種を終了する見込みについてです。

今後、集団接種会場の拡大など接種体制の強化を図る中で、11月末までの完了を目指して取り組んでいきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

新型コロナワクチン接種につきましては、感染症が発症してから山下市長をはじめ、市当局には、職員には感染拡大防止のため、大変な努力をいただいております。そしてワクチン接種開始につきましては、事前の準備および接種で土日・祭日出勤、自身の体調、家族の健康管理を気遣いしつつの勤務で、精神的にも大変疲れていると思いますが、希望いたします市民の皆さまの接種が終了するまで、各自の健康管理をしながら、よろしくお願いをしたいと思います。

また、関係する医療従事者の皆さまのご協力に深く感謝を申し上げます。市民の生活、生命を守るため、よろしくお願いいたします。

なお、ワクチン接種につきまして、子どもを預かる保育園の先生および小中学校の先生方の接種につきましては、議会からも一日も早くワクチン接種ができますよう要請したところ、先生方の優先接種にご配慮いただきまして、誠にありがとうございます。

次に、消防団員の確保および組織再編についてお伺いをいたします。

その昔、災害は忘れたころやってくると言われておりました。現在は毎年のように大きな災

害が発生して大勢の死亡者が出たり、また行方不明者、さらに家屋の倒壊等も数多く発生しています。令和2年7月には日本付近で停滞した梅雨前線の影響で、東日本でも大雨となり全国で死者、行方不明者が多数出てしまいました。多くの痛ましい人的被害のみならず、道路、鉄道等交通インフラ、電気、ガス、水道等ライフライン、住宅や農地等生活基盤にも大きな被害をもたらしています。災害が多発化、激甚化する中で、地域防災力の要としての消防団に対する市民の期待は、ますます大きくなっていると感じます。

災害時に、消防団は地域において警戒や避難誘導に当たるとともに、被災者の救助に従事しなければなりません。また、消防団は初期消火活動のみならず、地震、台風などの災害には大変重要な役割を果たしています。さらに、日常においては防火防犯活動を行っています。市民の生活を守るため、日夜努力し危険と隣り合わせの献身的な尊い活動をしていただいています。消防団員に改めて敬意を表すところであります。

合併前、各町村各区におおむね1部ずつ設置されていました消防団も、合併後は7分団定員1,747人で部の統合もあったと伺っております。団長の指揮のもと各分団長が町のかじ取りを行っていると思います。人口減少、また若者の県外就職等、市民の価値観の多様化により、消防団員の確保が難しくなっていることは周知の事実であります。部の部長等の役員を務めた方が再度一般の部員とし引き続き在籍せざるを得なかったり、実家を出て地区外に居住している方に団員在籍をお願いしなければならない状況が見られ、大変苦勞し団員維持している現状であると思います。

この影響は、私の地元境川分団においても、様々な検討や取り組みが行われておりますけれども、今日、現在の維持の仕方が長続きするとは思えません。現場の努力だけでは、どうにかなる問題だとも思えません。市として消防団のあり方を検討する時期にきていると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

- (1) 合併後の部の統合はどのくらいあったのか。
- (2) 地域防災における消防団の役割の評価は。
- (3) 人口減少および若者の流出に伴う団員確保対策は。
- (4) 部の統合および消防団組織の再編の基本方針は。

以上、お伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

まず、合併後、部の統合はどのくらいあるかについてです。

部の統合については、1つの部が管轄する人口を約1千人、世帯数は約300世帯を基準として統合を進め、18の部が統合されました。

合併時95部ありましたが、現在では77部となっています。

次に、地域防災における消防団の役割の評価についてです。

消防団は、本業を持ちながらも、火災や災害などの有事の際には、火災の消火活動、避難誘導、危険排除や救助活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

また、平時には、消防設備の維持管理、火災の予防活動、防火防犯パトロール、農作物の盗

難パトロール、降雪時の除雪作業など、地域社会の活動を維持していくためには欠かせないと考えています。

次に、人口減少および若者の流出に伴う団員確保対策についてです。

出生率の低下や就業構造の変化に伴い、団員確保は、年々困難になると考えています。

また、全国的に消防団員の高齢化が進んでおり、本市においても、40代が27.3%、30代が51.7%であるのに比べ、20代が16.5%と低い状況であり、若い世代の消防団員確保が課題となっています。

市内に在住する若い世代の団員を確保するためには、入団に至らない原因を調べるとともに、消防団のあり方についても検討する必要があると考えています。

現在、団員の確保策として、消防団員および同居する家族が、市内の登録店舗で優遇が受けられる笛吹市消防団サポート事業を実施しています。

また、消防団員の活動を補完するため、特定の業務のみに従事する機能別消防団員の1つとして、退団した消防団員を消防協力団員に任命しています。

次に、部の統合および消防団組織の再編の基本方針についてです。

令和3年4月、国から公表された消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告書では、消防団員の確保のため、その処遇を改善することが求められています。

このため、団員報酬、活動に伴う費用弁償、団員数、部の統廃合、消防団の活動内容等の見直しについて検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

再質問をいたします。

再質問の1つ目、答弁の中で入団に至らない原因を調べるとともに、消防団のあり方についても検討する必要があるということですが、新入消防団員を探すのに各部とも大変な苦勞をしております。先ほどの答弁の中で、市内の店舗で優遇が受けられる笛吹市消防団サポート事業などのPRをぜひ行っていただきたいと思います。

また、機能別消防団員として退団した消防団員を消防協力団員として任命しているとの答弁でしたが、機能別消防団員はどの分団に何名任命しているのか伺います。

2つ目、笛吹市消防団員の定数。

○議長（保坂利定君）

落合議員、1問で切って。

○2番議員（落合俊美君）

はい。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

落合俊美議員の再質問にお答えします。

消防協力団員につきましては、御坂分団の第１７部、第２０部に１４人、芦川分団で１０人が任命されています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○２番議員（落合俊美君）

２つ目の質問ですけれども、笛吹市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例第３条を適用し、機能別消防団員を今後拡大していく考えはあるか、お伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

機能別消防団員については、消防協力団員のほかに女性消防隊員、学生防災サポーターなどがあります。

今年度は、女性消防隊員は１２人、学生サポーターは１人、任命されております。

これから、今後とも周知に努めまして、こういった機能別消防団員の人数の確保にも努めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

落合俊美君。

○２番議員（落合俊美君）

ありがとうございました。消防団につきましては、部の統合ができた地域は、それなりの苦労もあったと思いますけれども、私が伺ったところによりますと統合できてよかったという意見がありました。

笛吹市が合併後、消防団再編を打ち出し、当時の八代町の人口および部数を基準として、各町へ部の統合計画を示したと、私は記憶をしております。その基準にほぼ近いのが石和町、春日居町で、再編の対象となったのが御坂町、一宮町、境川町だと記憶しております。

当初、先ほども答弁の中で９５部から現在７７部に再編されたとの答弁がありました。御坂町および一宮町では、それなりの統合ができたんだというふうに思っております。私の境川町でも平成２２年４月に大久保地区の団員数減少から藤壘の部との統合がありました。しかし、その後は進んでいないのが境川町の現状でございます。

基本的に人口減少、若者の県外就職等、市民の価値観の多様化により、部の統合協議は避けて通れない課題だと思っております。地域差はあるものの、消防団員に協力していただいている事業もたくさんあります。

永年にわたり、雪かき、田植え前の水路の泥上げ、河川内の清掃、民生委員さんと一人暮らしの訪問、農作物の盗難パトロール、お祭り等の協力等を消防団員にいただいている地区もあります。部の統合につきましては、地区と部の協議が必要となってきます。

境川分団では、現在、現状１３分団を６分団に、２１３名の団員を部の統合により１３９名

にしたいという役員案を持っているようでございます。そして統合後は、各部に機能別消防団員も計画しているように伺っております。部の統合について、協議が進行している地区もあると伺っています。

しかし、一部の地域ではまだ協議が進行していないところもあるようでございます。一度に全部の統合が行われるというわけにもいかないと思いますので、地区と部で協議の整ったところから、順次統合していただくことがよいことと思われれます。

今後、消防団員の皆さまにはいろいろな役割があると思いますけれども、一番は有事の際、市民の財産を守ることでありますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、落合俊美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑、質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時5分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、通告に従い、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

3番、山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

新風会に所属します山田宏司と申します。よろしくお願いします。

はじめに、現在笛吹市で行われている電子決済による30%還元キャンペーンは、非常に好評で、他の町に住む方も非常に興味を持っております。買い物や食事に市内へ訪れる方も多いことでしょう。

コロナ予防の接触防止、景気対策として有効な政策ですし、今後、還元のパーセンテージを下げても継続をしていただけるとありがたいという声があります。ぜひよろしくお願いします。

それでは通告に従いまして、議長の許可をいただきましたので、2つの質問をいたします。

1問目、景観と特定外来生物についてお伺いします。

5月の終わり、梅雨入りが近くなってくると笛吹川の土手や笛吹市内各所で黄色い花を見かけられると思います。目に鮮やかに黄色い花が風になびく姿はきれいと言えるでしょう。誰もが無害と思う花、オオキンケイギクは北米原産のキク科の宿根多年草です。この花は2006年に外来生物法に基づき特定外来生物に指定され、生きたままの運搬、輸出入、栽培、譲渡、販売が原則として禁止されています。また、日本生態学会では日本への侵略的外来生物ワースト100に選定されています。この植物がなぜ指定されたかといいますと、それは強い生命力と驚異的な繁殖力にあります。草丈が最大70センチ程度になり、日本固有の草花を覆い駆逐し、1平米あたり3千粒から5千粒という種子生産量と小さい種のため、風に運ばれ広範囲に繁殖

を繰り返します。これ以外にも多種にわたる特定外来種の動植物の繁殖や目撃情報もあります。このまま繁殖地域を広げ固有の動植物の生態系へ影響を及ぼし続けたら、笛吹市の景観も大きく変わると危惧され、対応を考えなければなりません。

以上を踏まえて質問いたします。

(1) オオキンケイギクを含む特定外来動植物の繁殖状況の把握はできているのか。

(2) これ以上繁殖させないための駆除対策は。

(3) 笛吹市独自の規制は考えているのか。

以上3点をお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

山田宏司議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、オオキンケイギクを含む特定外来生物の繁殖状況の把握についてです。

特定外来生物については、平成17年に施行された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、生態系や人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれのあるものが特定外来生物として指定され、その飼養、栽培、保管、譲渡、輸入、種をまくこと等が禁止をされています。

オオキンケイギクについては、河川沿いに多く群生が見られます。特に目立つのは笛吹川の土手ですが、ここは過去に、人の手によって植栽された経過があるとのことで、道路沿いと土手の法面に広く群生が見られます。笛吹川から離れるにつれて、数が減少していく傾向にあります。

動物で代表的なものとしてはアライグマがあり、これは市内全域に分布し、その中でも八代町・境川町方面に多く生息しているとみられます。ここ数年、大きく増加しており、昨年度には市内で41頭の捕獲実績がありました。

そのほか、アレチウリや重点対策外来種に指定されているオオブタクサ、セイタカアワダチソウなどが、河川や荒地を中心に、市内でも数多く見られます。

今後も生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物については、状況把握に努めていきます。

次に、これ以上繁殖させないための駆除対策についてです。

河川沿いや道路沿いのオオキンケイギクについては、河川および道路管理者が、定期的に刈り払いを行っております。作業においては、種子が飛び散らないように注意して行っています。

また、金川の森公園が主催するイベントでは、「金川の森に豊かな日本の自然を取り戻す」として、公園周辺におけるオオキンケイギクの駆除が行われています。

市では、私有地に生息しているものを、土地管理者が自ら正しく処分できるよう、市広報紙やホームページなどで、駆除方法を周知しています。

また、アライグマについては、出没地点の情報をもとに、捕獲檻を用いて職員が捕獲し、駆除を行っています。

当該駆除に関しては、県が開催します山梨県アライグマ捕獲従事者講習会を受講し、終了証を取得した者が従事しています。

次に、市独自の規制についてです。

特定外来生物を含む外来種の規制は、市町村を超えた広範囲での対応が必要であることから、県と連携する中で、外来生物被害予防３原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を基本に、法令等の定めにより対応しています。

市としまして、各家庭でできる対応について周知し、一人ひとりができる範囲での駆除の協力を仰ぐなど、行政と市民が協力する中で、繁殖を抑え込んでいきたいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○３番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。市民への周知は非常に大事であり、また危険性や駆除方法などもしっかり伝えなければなりません。植物には駆除に適した時期もありますし、アライグマなどは、見た目は非常にかわいいですが、見た目に反し獰猛な一面があり危険です。

笛吹市の景観、安全を守るために、今後も駆除、周知などに力を入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

笛吹市の景観は、非常に素晴らしいものがあり、この景観を守り、後世に残さねばなりません。来月オープン予定の新道峠展望台の周辺に繁殖地域が拡大すると、すずらんやアサギマダラの好むフジバカマの生息にも影響を及ぼすおそれがあり、また農作物への被害も深刻なものになるおそれがあります。

特定外来種は、植物、動物ともに非常に生命力が強く、また繁殖力も旺盛で、日々生息範囲を拡大しています。特定外来種の中には、すでに私たちの生活に溶け込み、在来種と勘違いされているものもあります。

人間の都合で輸入された動植物には罪はありませんが、今後の影響の大きさを考えると、迅速な対応を考えなければならないと思います。

それでは、２問目に移らせていただきます。

観光都市笛吹の未来のためについて伺います。

笛吹市は昔から温泉地として数多くの観光客が訪れるまちでした。ですが、バブル崩壊、リーマン・ショックと立て続けに未曾有の不景気に襲われ、以前の賑わいを取り戻せない現状です。追い打ちをかけるような新型コロナウイルスの蔓延で笛吹市の観光、産業は非常に苦しい状況です。コロナ後の反転攻勢は、笛吹市の明日を考えると絶対に成功をさせなければなりません。笛吹市はほぼ山梨県の中央に位置し、宿泊施設の数、宿泊人数は全国的に見ても大きな数字であり、果物の生産量に至っては全国トップクラスです。その立地と宿泊施設、農産物などを活かし、山梨県の観光全体の中心都市にならなければいけないと考えます。私たちの住む笛吹市は観光地としての潜在能力が高く、過去も現在もその秘めた力を十分に生かし切れていないのではないのでしょうか。温泉、果物、食事、お祭り、景観や文化財などがあり、私たちには当たり前のものが観光客にとっては新鮮なものです。それを研究、発信、実行し、またしっかりと検証し次へ活かし、さらに良くすることを目指すことが大切です。

現在も観光行政へ携わる職員の皆さん、また他の団体の皆さまもしつかりと仕事はされていますし、ご苦労には頭が下がる思いです。しかし、これから観光都市笛吹として山梨の観光をリードしていくためには、専門的な知識、他の団体、企業などとの強力な連携が必要ではない

でしょうか。

そこで、笛吹市の観光全体を考える笛吹市総合観光局（仮称）の創設を考えるべきではないでしょうか。観光都市笛吹の未来を託すために、市職員だけではなく他の団体や企業、有識者などから広く人材を募り、まだ活用されていない観光資源を掘り起こし、笛吹市の観光を総合的に研究、企画、検証、開発の提言などをする機関が必要だと考えます。その実現のために今から準備をする必要があると考えますが見解をお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

本市の観光全体を考える笛吹市総合観光局の創設についてです。

市では、幅広い観光資源の活用と様々なイベントを実施し、年間を通して観光客の目的地として訪れていただけるよう取り組んでいます。

旅行形態も団体から個人へと変化する中、観光客のニーズを的確に把握し、観光のあり方について考察する必要があると考えられます。

また、本市の観光振興を推進するために、各地域の観光協会、旅館組合、商工会、J Aふえふきなどの関係機関との連携強化が必要であり、より効果的、効率的な体制のあり方を検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ただいまの、小宮山産業観光部長の答弁につきまして再質問いたします。

観光客のニーズの把握は特に重要で、その結果を共有しなければならないと考えます。そこで観光客のニーズの把握方法について、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

山田宏司議員の再質問にお答えします。

観光客のニーズの把握方法でございますが、市では観光客の玄関口であります石和温泉駅前案内所を訪れる観光客からヒアリングを実施しております。

また、旅行会社などが実施している調査資料をもとに、観光客のニーズの把握を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○3番議員（山田宏司君）

ありがとうございます。ニーズの把握方法、しっかりいただきました。その答えは非常に厳しいものになるかもしれません。その声を真摯に受け止め、共有し、生かすこと、よいところは褒め、改善するところはしっかり改善してこそ未来があると思います。観光客のニーズを把握することは第一歩です。しっかりと調査をしていただきたいと思います。

笛吹市の観光資源を生かし、魅力ある観光地として賑わいを取り戻すことが大切です。他の都市で成功した事例は大いに参考にし、研究、工夫し、笛吹市の現状に合うものを実施、失敗事例も研究し、同じ轍を踏まないことを学ぶことも重要です。

観光客は文字どおりお客さまです。そのお客さまの声を真摯に聞き、お客さまが求めるものをしっかり提供することが大切なのではないでしょうか。

先にも述べましたが、私たちには当たり前のことが観光客には珍しかったり、新鮮だったりするものです。山国の私たちが海に憧れ、海辺に旅行したときには海のことを望みます。逆に山国の山梨へ旅行に来た人が海のことを望んでいるのでしょうか。私は違うと思います。

だからこそ、お客さまのニーズをしっかり把握しないとならないと考えます。人が集まり、賑わいのあるまちには、人も企業も興味を持ち、人が集まることによって新たな仕事が増え、賑わいのある町となるでしょう。今がどん底かもしれません。しかし、明日のためにみんなで手を取り合い、立ち向かうときがきました。

観光都市笛吹としての目指す理想を高く掲げ、観光都市笛吹の未来のために一体になって頑張っていこうではありませんか。

以上で、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時40分といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、通告に従い、岡由子君の質疑および質問を許可します。

1番、岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

新風会の岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

1. 高齢者および障がい者のごみ出し支援について質問いたします。

わが国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率は、総務省発表の平成31年4月報の人口推計によりますと、全国平均は28.3%ですが、令和2年には、

35. 3%になると推計されています。

本市においても、令和元年の調査によりますと高齢化率は29.3%と全国平均より早いペースで高齢化が進んでおります。

高齢化社会や核家族化に伴い、高齢者のみの世帯が増加することで、家庭からのごみ出しが課題となっている事例が増加しております。

ごみ出しについては、全国的な問題として、環境省では平成30年より高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査を実施し、調査・分析を行い、モデル事業を実施しています。すでに高齢者ごみ出し支援を実施している地方公共団体においても課題の改善や事業の見直しにつながるよう、高齢者のごみ出し支援制度導入の手引きや事例集もまとめられております。

総務省の助成事業では、ごみ出しのサポートを展開している市町村に特別交付税を措置し、必要な経費の5割を賄える助成事業があります。しかし、ごみ出しサポート事業を行っている全国の自治体は23.5%に留まっているようです。本市でもこの交付税措置を利用するなどして、高齢者および障がい者のごみ出し支援を検討する必要があると考えます。

そこで質問させていただきます。

(1)「ハートフルタウン笛吹」実施計画の中に高齢者の生きがいづくりや居場所づくりとして長寿介護課では生活支援体制整備事業があり、その中に「ごみ出し等の日常生活を支援する」とありますが、ごみ出し支援は推進されておりますでしょうか。

(2)ごみ集積所の設置は、笛吹市合併前の集積所を引き継ぐ形だと思いますが、旧町村により設置基準が異なる上、合併から16年が経過し、利用する市民の家族構成や介護の有無なども変化し、不便を感じる市民もいるようです。自宅からごみ集積所までが1キロ以上の距離があり、車でないとごみ出しができない地域があったり、集積所の間隔がわずか20メートルほどの地域もあるようです。地域の人口も変化している中、地域の実情に合わせ、利用状況の調査および集積所の統廃合を検討する予定はありませんか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、ごみ出し支援の推進についてです。

現在、生活支援体制整備事業実施要綱に基づき設置されている、生活支援コーディネーターや関係団体の代表者で構成する支え合う地域づくり会議において、情報交換を行い、ごみ出しの支援方法などについて検討を行っているところです。

市内の地域ごとの異なる実情やニーズを取りまとめ、庁内関係課とも連携しながら、必要な支援につなげていきたいと考えています。

次に、ごみ集積所の利用状況の調査と集積所の統廃合の検討についてです。

現在、市内のごみ集積場所は、石和町1,073カ所、御坂町101カ所、一宮町104カ所、八代町58カ所、境川町74カ所、春日居町92カ所、芦川町20カ所、合計で1,522カ所あります。その多くが、合併前からの集積場所を引き継いでいることから、各地域における設置の数や状況に偏りはあるものの、各行政区の環境指導員を中心に、適切に管理等がされて

います。

集積場所の統廃合を含む見直しについては、市全体としての総合的な検討が必要です。この見直しによって、家庭から集積場所までのごみを持ち出す住民の負担や集積場所の管理をお願いしている行政区の環境指導員をはじめとする地域の負担に変更が生じることから、これら利害関係者の理解や協力が不可欠です。

また、収集運搬の基礎となる集積場所の変更は、収集運搬に要する時間や経費等、あらゆる角度からの検討が必要であり、慎重に研究すべきと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1 番議員（岡由子君）

西海保健福祉部長、ご答弁ありがとうございました。

支えあう地域づくり会議が発足され、すでに支援の検討がされているということで、大変心強く思いました。高齢者の安否確認を兼ねて実施している自治体もあるようです。高齢者として安心して暮らせる笛吹市を目指し、ぜひ早急に検討していただけるとありがたい事案でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、2 番に移らせていただきます。

ヤングケアラーの支援について、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が蔓延し、私たちの日常が一変して1 年以上が経過しました。多くの人が当たり前に思っていた日常がそうではなくなっていると思います。特に、子どもたちの中には、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どもの存在が明るみに出ました。こうした子どものことを「ヤングケアラー」と呼んで、その実態調査に国や県でも取り組みが出てきました。

ひとり親世帯では、親が病気などで倒れ、介護状態になるというケースが増えているようです。もし両親のどちらかが離婚や死別などにより、あるいは仕事などで忙しい場合、子どもが介護を担わざるを得なくなります。

また、要介護状態の祖父母世帯と同居している場合は、親世代が仕事で忙しく、介護負担を担いきれず、代わりに子ども世帯がケアのサポートをする、引き受けるという状況も増えているようです。

家族の介護により友人関係が希薄になり、孤立し、進学や就職を断念せざるを得なくなってしまうといったケースも増加しているようです。

子ども食堂や、ひとり親世帯への食料支援活動をしている団体間で、子どもの様子を聞くと、県内でもヤングケアラーの存在は増えてきているようです。

本市においても、ヤングケアラーの存在はあると思いますが、家庭内のデリケートな問題であることから、なかなか表面化しにくいことでもあります。

本市においても子育て支援やひとり親世帯への支援事業は充実させていると思いますが、コロナ禍で表面化したヤングケアラーといった新たな問題にも取り組んでいく必要があると考えます。

そこで質問させていただきます。

(1) ヤングケアラーの早期発見に向けて、まずは福祉、介護、教育、医療等関係者に向けて、ヤングケアラーに関する研修や学ぶ機会を推進することが必要と考えますが、当局の見解を伺いたいと思います。

(2) どの家庭にも家事や家族の世話をする子どもの存在は普通にあるかもしれませんが、しかし、様々な理由から子ども自身がやりたいことができないなどの負担があるとしたら、これは大きな問題だと思います。支援を必要とする場合、どのようなところに支援のニーズがあるのかを解明する必要があります。本市においても調査する必要があると考えますが、当局の見解を伺いたいと思います。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、ヤングケアラーに関する研修等の推進についてです。

県教育委員会では、本年5月に、小中学校の生徒指導担当者を対象とし、ヤングケアラーの問題について情報共有を図る研修会を開催しました。本市の小中学校からも担当者が出席し、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、教職員間で課題や対応等を共有しています。

市としまして、実際にヤングケアラーと思われるケースが発見された場合に、関係機関でスムーズに情報を共有し、必要な支援につなげることができるよう、児童福祉、保健医療、教育等の関係者で構成する要保護児童対策地域協議会などにおいて、研修会等を開催していきます。

次に、支援ニーズの調査についてです。

潜在化しやすい本事案の早期発見や支援ニーズの解明には、実態把握のための調査は有効な手段の一つであると考えます。

今後、調査の方法などを含め、教育委員会等の関係機関と連携し対応を検討します。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

西海保健福祉部長、ご答弁ありがとうございました。

すでにヤングケアラーに関する情報共有を図る研修会が県教育委員会で開催されたとのこと、大変心強く思いました。また、要保護児童対策地域協議会でも研修が予定されているとのこと、ますます情報共有が図れるかと思えます。また、教育委員会と連携して今後進めていくということで、こちらも子どもの未来を守っていくことにつながると思いますので、ぜひ県下統一してやっていただけるようによろしくお願いいたします。

未来の明るい笛吹市を目指して、高齢者、そして子どもの支援、十分目が行き届くような笛吹市であってほしいと思い、この質問をさせていただきました。

私の質問は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後3時10分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時08分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、通告に従い、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

第1問目は、コロナ対策、市独自の対策と国への働きかけについて伺います。

地域の実情を一番分かっているのは市町村、一方、あまりにもふがいない政府のコロナ対策。日本共産党議員団は笛吹市に対して国の対策の穴を埋めること、国に対してしっかりものを言うことを求めてまいりました。

「穴を埋める」という点では、病院・診療所との連携および支援強化によって、発熱外来設置の促進、病院・診療所でのワクチン接種の促進。また、年齢優先順位を区切った受付、それから高齢者施設、医療機関職員への定期的PCR検査の提案。また、子育て世帯、困窮者への経済的支援など多くの提案を行ってきました。

私は国に対してしっかりものを言ってほしいと言ってきたのでございますが、笛吹市の答弁は「国は感染状況に応じて適切に対応していると思う」というものでありました。これは国民感情ともかけ離れた答弁でございます。

水際対策・検疫は、すべて後手後手、不徹底、その結果、4波に渡る流行を許してしまいました。国が鳴り物入りでやってきたことと言えば、昨年3月の全国一斉休校。これは子どもたちを苦しめただけでありました。スカスカのアベノマスクが届いたところには、まともな不織布マスクが市場に出回っておりました。GoToキャンペーン、これは全国に感染を広げてしまいました。

一方、5月末時点で、PCR検査は世界で144位、ワクチン接種回数は128位。日本の人口あたりコロナ死者数は、生活習慣等類似点の多い東南アジア、東アジア、オセアニアの中でフィリピン、インドネシアに次いで3番目に死者数が多かったでございます。ワースト3でございました。

最近のデータによりますと、6月20日時点、フィリピン、インドネシア、マレーシア、モンゴルに次いで、日本は5番目に死者数が多いのであります。

ちなみに、ワクチンを日本が支援するとしている台湾は日本の5分の1以下、ベトナムは100分の1以下でございます。

なぜ、こんなことになってしまったか。ウィズコロナなどと言って、新規感染症の流行を甘く見ていた、コロナ押さえ込みには本気でなかったからだと思います。もう1つは、安倍、菅一極集中の下、側近政治、忖度政治が蔓延し、広く国民の声、専門家の知見を聞く耳を持たなかったこと。笛吹市を含む多くの自治体も、政府に忖度し、政府にものを言うことを避けてきたと思います。このことが国のふがいないコロナ対策を助長してきたのではないだろうかと思います。以上が、私のこの間の所感でございます。

以下について答弁を求めます。

「国は感染状況に応じて適切に対応していると思う」という、これまでの答弁について、今もそう思っているのか。また、なぜそう言えるのか説明を求めたいと思います。

(2) 国はワクチン接種では自衛隊による大規模接種、大学、職域での接種を打ち出しておりますが、自治体との連携を無視して進めております。今や市町村が発行する受診券がなくてもそれらの会場で接種が受けられるとまで言っております。国はこれまでの後手後手批判に対し、功を焦っているのではないかと疑うものであります。国民の命と暮らしより、オリ・パラで国民の支持確保のための対策と思わざるを得ないのであります。これでは市町村は誰が末接種かも把握できないことになり、未接種者への働きかけも、統計的把握もできなくなります。自治体と相談なしに国の独断で進めたり、方針が次々と変わることでは市は振り回されていないか。国に善処を求める考えはないか、伺います。

3つ目にワクチン接種がスムーズに進んでいる自治体の多くは医師会や病院・診療所との連携をしっかりとやっているところであります。笛吹市もその一つだと信じてまいりました。その取り組みの現状と今後の見通しを示していただきたいと思います。最近の接種率について、昨日、山日新聞でも載せられましたが、他市町村と比べ必ずしも高くない、これはどういうことなのかということも含めて説明をお願いしたいと思います。

高齢者や基礎疾患を持っている市民の多くは、かかりつけ医を持っております。病院・診療所へ電話等による申し込み受付は、日常診療に支障をきたすということでございますが、定期受診している患者さんについては、病院・診療所での予約が可能になるような仕組みをつくり、推進すべきだと思うがいかがでしょうか。

4つ目に働き盛り世代や若い世代の接種において、事業所や学校での接種は必要だと思います。この層に対する市の対策はどうなっているか伺います。65歳未満についても市が受け付けるワクチン接種については、年齢別、感染対策別基礎疾患による予約順位を示しつつも、受診券は早急に届けることが必要ではないかと思います。そうしないと、整合性が取れず、なかなか笛吹市民で外で働いている人、あるいは大学へ通っている人たち、こういう人たちが不当に受けにくくなるということも考えられると思います。

5つ目に、県内でも障害者施設で大規模クラスターが発生しました。どこでも起こり得ることで決して人ごとではないと思います。早期発見で大規模クラスターを発生させないために、ワクチンの接種は当然のことながらPCR検査拡充が引き続き必要だと思うが、笛吹市の現状はどうなっているか、どうしていくか、伺いたいと思います。

以上が第1問目、第1回目の質問でございます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

なお、答弁につきましては、いただきました通告に基づいて答弁をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

まず、国が感染状況に応じて適切に対応しているとする考えについてです。

国によるワクチン接種の方針変更等により、市町村が急な対応を迫られるケースもありますが、全国的には、感染拡大の状況が大きく異なり、感染者数に大きな差がある中でも、ワクチンの接種が確実に加速化していることから、適切に対応していると考えます。

次に、国のワクチン接種に対する善処を求める考えについてです。

ワクチンの確実な供給や財源の確保について、引き続き県を通じて要望していきます。

次に、医師会や病院との連携の現状および今後の見通し、ならびに病院・診療所での予約についてです。

笛吹市医師会の全面的なご協力を得る中で、集団接種については、笛吹中央病院において5月9日から実施しています。

また、個別接種は5月10日から開始し、これまでの5カ所の病院に加え、6月からは21カ所の診療所でも接種を行っています。

64歳以下の接種についても、引き続き市医師会と連携を図り、十分な接種体制を構築する中で実施していきます。

なお、病院や診療所での予約は、医療機関における混乱が懸念されますので、市医師会との協議の結果、これまでと同じように、コールセンターでの電話およびインターネットによる予約といたします。

次に、働き盛り世代や若い世代の接種についてです。

事業所等が独自に行う職域接種について、相談があった場合には、職域接種の相談窓口である県の新型コロナウイルス感染症関係総合対策本部を紹介しています。

市としては、小中学校職員や保育士等への優先接種を進めたいと考えています。

次に、PCR検査の拡充についてです。

現在、市民が市内の医療機関および高齢者施設に入院、入所する際のPCR検査については、費用助成を行っています。

今後、県の動向を注視しながら、検査対象の拡充について検討したいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

接種率に関して、昨日の山日新聞の数字18.何%と。これは市民にも不安を与えるものだと思うんですね。そして実態はどうなのかということが、ちょっと違うような気もするわけで、この点については、議会を通じて全市民に知らせていく必要があろうかと思うんです。その点

について、もし説明があるようでしたら、説明をお願いしたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えいたします。

本日付けの山日新聞に、県内の各市町村のワクチン接種状況が掲載されております。それによりますと、笛吹市については県内では一番接種率が低いという数字が載っていたわけですが、この接種率の数字の出典につきましては、国が作りましたワクチン接種記録システム、いわゆるVRSというシステムがございしますが、それに各自治体が入力した数字がもととなっております。

本市の場合は、このシステムへの入力の数値につきまして、開業医が行う個別接種につきましては、開業医の事務を圧迫してしまうということで、1週間に1回程度、職員が各医院を回って書類を回収いたしまして、その上で市役所のほうで入力しているといった手間がございしますので、実際ワクチン接種を受けた日と、システムに入力した日でタイムラグが生じてしまうということで、正確な数字ではないというふうに私どもは理解をしているわけですが、実際の現在の市の接種率につきましては、6月20日の集団接種が終わった時点の数値でございますけれども、1回目の接種者が1万1,123人、接種率につきましては54.6%。それから2回目の接種者につきましては3,581人、接種率につきましては17.6%というのが、実際の数字になります。

この数字をですね、今朝の新聞に照らし合わせてみますと、県内の市では韮崎市に次いで接種率が高いということになるわけですが、いずれにしてもこういう数字が新聞へ載ってしまったということで、市民の皆さまはこういう数字を見て安心・安全ということを確認するということがありますので、今後、このシステムへの入力体制を再考いたしまして、できるだけリアルな数字を報告できるように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

今の答弁で、大変お粗末なシステムというか、ソフトだなということを感じるわけですが、特に今後、番号がなくても打てるなんてことになったら本当に大変なことですね、やっぱりそのへんを国へもちゃんとするように言ってほしいなと思うわけです。

それから、自衛隊による東京、大阪の大規模接種が大宣伝されましたが、そこで接種できる回数は7月末までの60日間で最大90万回、人数にすると45万人分です。全国65歳以上高齢者3,600万人のわずか1.2%であります。それに対して自治体と、事務と医療関係者の役割がいかにかいかに大きいかがということが本当に分かるわけございまして、引き続き頑張りたいと思います。

その上でも重ねて、高齢者および基礎疾患を持った市民のかかりつけ医での接種の促進、そのためには医療機関でかかりつけの患者さんについては、その医療機関で申し込みができるよ

うなシステムを推進してほしいということ。それからもう1つ、接種券については、先ほど申しましたように若い世代が遠くで打つ場合もございますので、接種券自体は早急に市民に、若い人も含めて届くようにお願いしたいと思います。

それでは、2問目に移ります。

県の制度も併用して新規就農農業後継者支援制度の拡充をという質問でございます。

県はやっと今年から、1年こつきりではありますが新規親元就農者に、50歳までを対象に年100万円の支援をすることを決めました。負担割合は県50%、市町村50%であります。

日本共産党議員団は、平成20年に農業後継者確保・育成や経営改善支援策など総合的な農業振興策を提案し、実施を求めてまいりました。それに対して市は、平成22年度に新規就農農業後継者支援金制度を市単事業として立ち上げました。

私たちの新規就農農業後継者支援制度の提案は対象年齢40歳まで、支援金額は県にも働きかけて県費で5万円、市費で5万円、計10万円というものでありました。県の支援策は実現いたしませんでしたが、市は単独事業として30歳に至るまで月3万円、最長5年間の支援を行うことを決めました。そして昨年、対象年齢を35歳までに引き上げました。不十分な制度ではありますが、この事業の成果は非常に大きかったと私は思います。

笛吹市の先進的な対策が県をも動かしたものと考えております。県の制度も併用して制度を充実し、笛吹の農業発展のカギとなる農業後継者を育成してほしいと願っております。

以下について、答弁を求めます。

(1) 改めて、新規就農農業後継者支援制度の評価を問う。

(2) 県の親元就農支援制度の概要を伺います。

(3) 県の親元就農支援制度を併用して、新規就農農業後継者支援制度の充実を求めます。具体的には①対象年齢を50歳まで引き上げること。②就農1年目は県費を含め年100万円の支援、2年目以降は市単独事業で支援金額を年60万円程度に引き上げること。③継続的な営農支援、交流事業を進めることでございます。いかがでしょうか。

4つ目に、笛吹の農地を守り、農業発展を支えるに足る農業後継者確保の目標を定め取り組むことが必要だと思います。そのような考え、目標についてのお考えを伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、新規就農農業後継者支援制度の評価についてです。

平成22年度の制度創設以来、72人の農業後継者を支援してきました。これまでに3人が離農いたしましたが、69人が引き続き農業に従事していることから、支援の効果は十分にあったものと考えています。

次に、県の親元就農支援制度の概要についてです。

この制度は、三親等以内の親族が経営する県内の農業経営体に就農した50歳未満の新規就農者を支援するもので、1人当たり100万円が1回に限り交付されます。

交付の要件としましては、農業経営者が原則、認定農業者であり、人・農地プランに、地域の農業の担い手となる中心経営体として位置づけられている者であることや、家族経営協定を

締結していることなどがあります。

次に県の制度を併用した、新規就農農業後継者支援制度の充実についてです。

県の親元就農支援制度には、先に述べたような要件などがあり、その運用に当たっては、本市の支援制度とは異なる部分があります。そのため、併用に際しては、それぞれの制度の趣旨に基づき十分に検討する必要があると考えております。

なお、新規就農者に向けた営農支援については、農業塾と連携した支援を行ってまいります。

次に、農業後継者確保の目標を定めての取り組みについてです。

平成26年度に策定した、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想では、農業経営を営もうとする青年等を確保すべき人数の目標を年間20人としています。

今後も、農業塾が就農希望者や援農希望者等に対する支援の中心となり、関係機関と連携した支援体制の充実を図りつつ、新規就農者の確保に努めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

72人がこの支援を受けて、3人が離農、それから69人が継続しているということで、大変大きな成果だと思います。

そして、費用対効果という点でも予算書を見れば分かるとおり、本当に小さい金額でこれだけの成果を上げているということでもあります。でありますけれども、先ほど20人と、年間の青年の就農者の確保目標ですね、というお話でございましたが、20人でこの笛吹市の優良農地を守っていけるのか、遊休農地を出さないような対策ができるのかと考えたならば、これは非常に控えめな数字ではないかと思うわけです。

やはり、この優良農地をしっかりとすべて活用しきるという視点、そしてこの桃・ぶどう日本一の郷笛吹、それから農業のこの維持発展という観点からですね、思い切った、やはり目標の改定、拡大を求めたいと思います。

そして、先ほど出ましたように、国の制度というのはなかなか要件が難しくなっております。しかしそれに比べれば県の親元就農制度というのは、非常に緩和されているということですから、これら3つともうまく活用しながらですね、この笛吹の農業、それから農地を守りきるといって青年後継者対策を進めていただきたいと思います。この点についての所感、所見を伺いたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

渡辺議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、この笛吹は日本一の果樹地域を形成しております。ところが現在、農業従事者の高齢化および後継者不足が続いております。将来にわたり、この地域が維持するために、新たな農業者の担い手を確保する必要があると思われます。

このため、担い手農家の育成や新規就農者が増加していくように、農業経営の支援策をこの

ままさらに継続しながら J A、今年度新たに市役所本館に移転しました農業塾等の連携をしまして、農業施策にさらに進んでいきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ありがとうございます。この、先ほどの繰り返しになりますが、笛吹市の農業を守る、それから優良農地を1坪たりとも遊休農地にしないという決意ですね、それに見合う目標を立てて農業後継者を育成していただきたい。このことを訴えまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（保坂利定君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はここまでに留め、延会にしたいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議はここまでに留め、延会することに決定いたしました。

次の本会議は明日23日、午前10時から再開いたします。

本日は、これをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時35分

令和 3 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 23 日

令和3年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和3年6月23日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第45号―議案第63号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	16番	前 島 敏 彦
17番	小 林 始	18番	渡 辺 正 秀
19番	保 坂 利 定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	田 中 親 吾
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
産業観光部長	小 宮 山 昌 彦	建 設 部 長	標 博 司
公営企業部長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	赤 尾 好 彦
総 務 課 長	茂 手 木 政 和	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	金 井 久	消 防 長	矢 崎 丈 司
代表監査委員	横 山 祥 子	農業委員会会長	三 枝 啓 一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	内 藤 三 記 子
議 会 書 記	北 野 隆 史

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、一般質問1人終了ごとに暫時休憩をいたします。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われておりますので、議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1および日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可します。

5番、河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、コロナ禍の子育て世帯に給食費無料の支援をについて、質問いたします。

新型コロナウイルスの発生から1年半が経過しましたが、いまだに収束は見通せていない状況です。

コロナ対応やワクチン接種に日々奮闘されている医療従事者の皆さま、市の職員の皆さまに感謝申し上げます。

6月20日に緊急事態宣言が解除された東京や大阪は、引き続きまん延防止等重点措置が出されています。7月には東京オリンピックが予定されていますが、感染状況はどうなっているのでしょうか。

山梨県でも6月に入り、感染者が増え、クラスターの発生により1日の感染者が40人を超える日も出ています。ワクチン接種が進み、一日も早い収束を望むばかりです。

フードバンク山梨が子どものいる生活困窮世帯を対象に行ったアンケートでは、6割の世帯が新型コロナウイルスの影響で収入が減少したと回答しており、73%の世帯が節約のため食

費を削っているといいます。総務省によりますと、リーマン・ショック以降増え続けた非正規労働者が昨年は75万人減少しており、職を失ったか、休業状態に陥った人が多いとみられています。長引くコロナ禍は、人々の生活に大きな打撃を与えています。

2020年度の家計調査で、エンゲル係数は比較可能な2000年度以降の21年間で最も高い27.6%になったといいます。エンゲル係数は支出に対する食費の割合を表しており、その割合が高くなったということは、生活が苦しいことを表しているのではないのでしょうか。生活に困窮する人の相談では、20代から40代や非正規雇用の女性、外国人の相談が増えていそうです。子育て世帯への影響が大きいことが伺えます。

外出自粛により、家で食事をする機会が増えたため、メニューを考え食事を作ることの大変さを、身をもって感じている方も多いのではないのでしょうか。人間の健康づくりには、栄養バランスのとれた食事がが必要です。管理栄養士がメニューを作り栄養バランスのとれた給食は子どもたちの成長に欠かせないものです。小中学校では、主食も副食もともに給食として提供されますが、保育所では園によって、主食・副食を出すところと、副食のみ提供し主食を家庭で用意しなくてはならないところがあります。主食と一口に言っても、ごはん、パン、麺類など様々なものがあり、主食についても園で提供するほうがメニューの幅が広がるのではないかと思います。

コロナの感染前から子どもの貧困ということが話題になっていました。朝ごはんを食べずに学校へ行く子や、お金を渡されて自分で夕ご飯を買って済ます子がいることが問題となっていました。コロナ禍でさらに多くの家庭が困窮しています。

笛吹市では、昨年、子育て世帯への支援として、小中学校の給食費や保育所等の副食費を6カ月間無償にし、大変喜ばれました。今年度についても同様の支援が必要なのではないのでしょうか。以下、伺います。

(1) 小中学校の給食費を無料にした場合、必要な予算額はいくらになるのでしょうか。

(2) 市内の保育所・幼稚園等の主食・副食費を市が援助した場合、必要な予算額はいくらになるのでしょうか。

(3) 今年度の小中学校・保育所等の給食費を無償にする考えはあるのでしょうか。

(4) 3・4・5歳児の主食提供を長い間要望していた女性団体への回答に「主食提供に向けて保育所の調理設備や衛生管理について研究している」とありましたが、実施の予定はいつでしょうか。

(5) 就学援助を受けた家庭は学校給食費が免除されますが、今年度の準要保護世帯は、増えているのでしょうか。

(6) 就学援助の対象を広げる考えはありますか。

(7) 給食費を無償にしない場合、第2子、第3子について給食費を援助する自治体もありますが、そのような考えはありますか。

(8) 所得の低い世帯は未満児の場合、保育料が無料になり給食費もかかりませんが、3歳以上児になると副食費の免除はあっても、主食は持参または実費徴収となり、実質的に負担増となります。こうした世帯への給食費援助を求めますが、どうでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、小中学校の給食費を無料にした場合、必要となる予算額については、約3億2千万円となります。

次に、市内の保育所・幼稚園等の主食・副食費を市が援助した場合に必要な予算額についてです。

現在、3歳以上の園児に主食を提供している保育所等の主食費は約850万円です。一方、副食費については、市内のすべての保育所が徴収しており、約5,260万円になります。

幼稚園は、約350万円です。これらの費用を援助した場合に必要な予算額は、合わせて6,461万円となります。

次に、今年度における小中学校・保育所等の給食費無償化についてです。

昨年度は、県内に緊急事態宣言が発出されていたため、給食費を無償化にしましたが、現在は、そのような状況にありませんので、現時点で無償化する考えはありません。

次に、3・4・5歳児の主食の提供予定についてです。

公立保育所の3・4・5歳児に対する主食の提供については、さらなる子育て支援の充実を図るため、令和4年4月からの実施に向け、準備を進めています。

次に準要保護世帯は、今年度増えているかについてです。

現在、準要保護世帯の認定作業を進めているところですので、申請数での比較となりますが、昨年度は471世帯、本年度は450世帯で、減少しています。

次に、就学援助の対象を広げる考えについてです。

準要保護世帯に支給している就学援助の対象は、国の基準で定められていますので、これを広げることにについて、現時点では考えていません。

次に第2子、第3子への学校給食費の援助についてです。

学校給食については、学校給食法で、保護者に食材費の負担を求めているため、第2子、第3子への助成は考えていません。

次に3歳以上の園児の主食費に対する援助についてです。

保育所等における主食費、副食費については、自宅で子育てをする場合でも生じる費用であり、保護者が負担すべき費用とされていますので、現時点で、国の副食費免除制度を超えて、給食費について市独自の援助を実施する予定はありません。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

今年度については、給食費の支援はないという答弁については、ちょっとがっかりしたんですけども、今まで女性団体が長年要望してきた公立保育所の3歳以上児への主食の提供が来年度から実現するであろうことになり、それについては大変うれしく思います。

私立保育所でも、主食を持参している園があるので、そういった園も完全給食となれば、本当にうれしいと思います。

公立保育所が完全給食となった場合に、主食の費用について市が負担するのであれば、さらに喜ばれると思うんですが、どのように検討されているのでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

3・4・5歳児の主食の提供ということで、先ほど答弁にもありましたように、来年4月からの実施に向けまして、今、検討に入ったところでございます。

実際、今、市内の私立の保育所におきましては、すでに実施をしているところが数多くありますので、そのような状況を確認をする中、また意思統一をする中で、費用の徴収については、どうしたらいいかということ等々、含めまして、これから来年度に向けまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

年々子どもの出生率が下がり、子どもの人数が少なくなっている中、コロナでさらに子育てが大変になっていると思います。子どもの人数が多い家庭は食費だけではなく、教材や衣類などでもお金がかかります。第2子、第3子への給食費補助はぜひ取り入れていただきたいと思います。そして低所得世帯の3歳以上児の主食についても、ぜひ補助をしていただきたいと思っています。

中学校までは義務教育であり、誰もが教育を受ける権利があるはずですが、現実には親の所得によって受けられる教育も、食べられる食事にも格差があります。未来を担う子どもたちのために、日々の食事に困ることがないよう、支援していただきたいと思います。

次に、職員の幹部登用について質問いたします。

まず1つ目、4月に新たな年度をスタートするにあたり、幹部職員の異動がありました。コロナ禍での市政運営は、いつもの年とは違った大変さがあると思います。特にコロナ対応やワクチン接種の中心となる健康づくり課と生活困窮者の支援を行っている生活援護課の所属する保健福祉部は、例年以上の忙しさではないでしょうか。ところが昨年度までは、保健福祉部長と福祉事務所長の2名であった幹部が今年度は兼務となり1名となりました。はたして、幹部1人で仕事が回していけるのか、過重負担ではないか、検証していただきたいと思います。

東京都の小池都知事が過労のために入院しました。こんなことが起きないように、ぜひ、以下の質問をしていきたいと思っています。

まず（ア）保健福祉部に属する課はいくつあり、在籍職員は何人いるのでしょうか。また、ほかの部署と比較してどうでしょうか。

（イ）昨年までは、保健福祉部長と福祉事務所長に分かれていましたが、それぞれの仕事のすみ分けをどのように行っていたのでしょうか。

（ウ）コロナ対策に対応している職員の体制は十分でしょうか。管理職の勤務時間、職務負

担を把握し対策を取っているでしょうか。

(エ) 兼務にするにあたり、仕事の内容の見直しや分担に変更はあったでしょうか。

(オ) 1人の職員に過重負担になっていた場合、仕事を補助する人員を配置するなど、何らかの対策が必要と思いますが、どうでしょうか。

2つ目として、ジェンダー平等が叫ばれる中、笛吹市では、平成18年より男女共同参画プランを策定し、男女が平等で対等なパートナーとして、心豊かで安心できる社会の構築を目指し、平成27年には「男女共同参画都市」を宣言しています。

昨年は第3次笛吹市男女共同参画プランが検証され、今年度からは、第4次プランがスタートしました。この中で、行政分野として、市役所の管理職への女性の登用割合に数値目標を設定して取り組みを進めるとあります。目標値は30%となっていますが、今年度の幹部登用について検証していきたいと思います。

(ア) 今年度の幹部職員のうち、部長職に占める女性の割合と課長職に占める女性の割合はどうなっているでしょうか。

(イ) 部長への昇格は、どのように決められるでしょうか。

(ウ) 令和2年度の課長への昇任昇格試験受験者のうち、女性の占める割合は何%でしょうか。

(エ) 男女共同参画プランに掲げる目標値30%達成に向けた取り組みについて、どのように考えますか。

(オ) 宣言都市として、現状をどのように評価しているでしょうか。

以上、2問目といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、保健福祉部における幹部職員の体制についてです。

保健福祉部に属する課の数および在籍職員数について、課の数は5課で、保育士を含む在籍職員数は、正職員が154人、再任用職員が4人、会計年度任用職員が120人です。他の部と比較すると、規模が大きいといえます。

保健福祉部長と福祉事務所長の仕事の区分について、部長は、保健福祉部全体を統括する立場にあります。福祉事務所長が所掌する事務は、笛吹市福祉事務所長に対する事務委任規則に基づき、市長から委任された事務を行うこととなります。

コロナ対策における職員体制は十分かについてですが、新型コロナウイルス感染症対策については、当初から相当数の人員の確保が必要であるとの認識のもと、市長から全庁体制での事業実施が指示されているところです。

4月の人事異動で担当職員1人の増員を行い、他部局からの協力も得る中で、保健福祉部内でも業務の割振りを工夫して対応しています。

64歳以下のワクチン接種開始に伴う事務量の増加に備えて、さらに職員を3人増員したところです。

また、業務内容によっては、民間の業者に積極的に委託を行い、職員の負担軽減を図りなが

ら円滑な事務の執行に努めていきます。

兼務に伴う仕事の見直しや分担の変更について、福祉事務所長が所掌する事務は従来と変わらないため、変更等は行っていない。

仕事を補助する人員配置などの対策については、今年度、現状の業務内容、事務量、職員配置などを検証し、より適切な組織体制の構築を目指して、保健福祉部全体の組織見直しを進めています。

次に、幹部職員への女性登用についてです。

幹部職員に占める女性の割合について、現在、部長職に女性職員はいません。課長職については、48人のうち女性職員が5人であり、その割合は10.4%です。

部長昇格の決定方法については、市長が、課長職の中から、職員の勤務成績等を勘案し決定しています。

令和2年度における課長昇任試験受験者のうち女性の占める割合については、受験者19人のうち女性職員は5人で、割合は26.3%です。

男女共同参画プランに掲げる目標値30%の達成に向けた取り組みについて、この目標値は主幹も含めた女性管理職の数を指標としており、今年度の女性管理職の割合は28.4%で、目標の30%にわずかに届かない状況です。

今後も、ジェンダー平等の観点から、性別にとらわれない職員採用や管理職への登用を推進していきます。

宣言都市として、現状に対する評価について、女性管理職の割合は、男女共同参画プランの基準年である令和元年度の29.2%に対し、令和3年度は28.4%に低下していることから、さらに、女性が活躍しやすい職場の環境づくりや女性職員への意識付けに取り組んでいく必要があると考えています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

まず、2問目の（ウ）について質問したいと思うんですが、男女共同参画都市を宣言することは、市として男女共同参画を推進しているわけですから、市の職員についても宣言都市にふさわしい取り組みをするべきではないでしょうか。

課長への昇任・昇格試験受験者のうち、女性の占める割合が26.3%ということで、かなり低いと思います。女性職員が昇格を目指さないのには、何らかの理由があると思いますが、どのように考えていますでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

茂手木総務課長。

○総務課長（茂手木政和君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中でも紹介させていただきましたが、男女共同参画プランの数値目標であります主幹を含めた管理職における女性の割合が28.4%、これに対しまして課長職における

女性の割合が10.4%となっており、やはりここに大きなギャップがあります。そこを改善することが必要であるというふうに考えておりますので、今後はこのことに取り組んでいきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

私の個人的な意見ではありますが、女性の場合、仕事をしていても家事や育児の負担が大きいため、管理職になって仕事の負担が増えることを望まないというような場合もあるのではないのでしょうか。

こういうことについては、市役所の中だけではなく、社会全体が変わっていかなくてはならない問題だと思います。

しかし、女性は家で家事をするのが当然と思われていた時代から、現在のように女性も働くのが普通になったわけですから、家事の分担についても、昔とはまた徐々に変わってきているのではないのでしょうか。

今は人間が男性、女性と単純に分けられないということも認識されてきました。人間には多様性があり、それを認め合う社会が求められていると思います。ジェンダー平等は男女問わず一人ひとりが人として評価され、権利としての人権が尊重されなければなりません。幹部職員の女性割合30%は指標の1つではありますが、職員一人ひとりの職場環境や権利が守られ、職員が市民に向き合い、市民の幸福のために誇りを持って仕事ができる職場となることを望みます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前10時40分といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、通告に従い、武川則幸君の質疑および質問を許可します。

6番、武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

議長の許可をいただきましたので、優良農地の保全、耕作放棄地の有効活用についておよび災害発生時の要配慮者に係る個別計画の策定についての2件について、質問いたします。

まず最初に、優良農地の保全、耕作放棄地の有効活用について伺いたいと思います。

笛吹市の地形は、大きく南部の御坂山地と北部の大蔵経寺山、兜山などの山地に挟まれる形

で、御坂山地から北側に緩やかに傾斜する山麓台地と笛吹川周辺の低地部で構成され、広大な自然や樹園地の中にコンパクトな集落地や里山が分散立地している特色ある構造となっております。

本市の人口は平成27年10月現在6万9,559人、令和2年は推計6万6,731人で、平成17年までは順調に増加してきましたが、その後減少に転じ、近年は緩やかな減少傾向にあります。

65歳以上の高齢者の割合は、平成27年度で28.0%であり、全国平均の26.0%、山梨県平均の27.5%を上回り、4人に1人以上が高齢者となっております。平成12年度と比べて高齢者の数は約5千人、比率で8ポイント以上も増加しており、急激な高齢化が進んでおります。また、年少人口の割合も減少しており、少子化も進んでおります。

農業は本市の基幹産業ですが、農家数、経営耕地面積はともに減少しています。

平成28年には、果樹栽培は農業産出額の約84%を占め、果樹園地面積は経営耕地面積の約93%を占めています。

市では、県営畑地帯総合整備事業などによる基盤施設の整備促進、農産物のブランド化、付加価値の高い特産品の開発などにより優良農地の保全を図っており、耕作放棄地の有効活用の促進策として、農業委員会による耕作放棄地の利用調査、農業生産を支える人づくり・基盤づくりとして、農業塾を活用した後継者・担い手づくり、中間管理機構による営農希望者への斡旋、市民農園の充実などにより、農地の保全と活用を図っていますが、次の点について質問いたします。

1つ目は、市内の農家数、経営耕地面積の推移を伺います。

2つ目は、農業塾の実施内容と参加者状況を伺います。

3つ目は、耕作放棄地の営農希望者への斡旋状況について伺います。

4つ目は、農業体験施設である「市民農園」やつしろふれあい農園と石和ミ二農園の概要と利用状況を伺います。

また、利用規定についてご教示ください。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

武川則幸議員の一般質問にお答えします。

まず、市内の農家数、経営耕地面積の推移についてです。

平成27年と令和2年の農業センサスで比較すると、農家数は4,060戸から3,612戸、経営耕地面積は2,552ヘクタールから2,366ヘクタールと、農家数、経営耕地面積とともに5年間で1割近く減少しています。

次に、農業塾の実施内容と参加者状況についてです。

農業塾の主な業務内容は、農家の手伝いをしたい援農希望者、後継者が不在で経営が心配な高齢農家、新たに農業を始めたい就農希望者、規模を拡大したい農業経営者からの相談に応じるとともに、果樹の栽培技術の講習会を開催したところであります。

令和3年3月に、市役所に農業塾の事務所を移転してから、55件の相談がありました。

また、栽培技術の講習会には、120人の申し込みがあり、昨年の同時期と比べ2倍となっ

ております。

次に、耕作放棄地の営農希望者への斡旋状況についてです。

耕作放棄地を営農希望者へ斡旋することは行っておりませんが、市では、耕作放棄地や遊休農地を解消するため、県の農地中間管理機構が借り受けた農地を整備する機構借受農地整備事業や、市単独事業である遊休農地解消支援事業により、耕作放棄地の復旧に取り組む農業者を支援しております。

今年度は、機構借受農地整備事業で4件、79アール、遊休農地解消支援事業で4件、30アールの事業を実施する予定です。

次に、「市民農園」やつしろふれあい農園および石和ミニ農園の概要、利用状況および利用規程についてです。

やつしろふれあい農園は、市が管理運営する市民農園で、46区画あります。区画の面積は約30平方メートルで、使用料は区画の状況に応じて年間1千円から3千円となっています。現在、3割程度の空き区画があります。

石和ミニ農園は、土地の所有者が開設者となって運営している貸し農園で、石和町内に5カ所、全体で80区画あります。区画ごとの面積は様々ですが、使用料は年間2千円から4千円となっております。現在、1園の空き区画があります。

また、各農園の貸付規程は、農園を利用できる人の範囲や貸付期間、使用料のほか、永年作物や営利目的での栽培の禁止など、農園を適正に利用するために必要な事項について定められております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。私は、まず市内の農地の土、土壌は日本一の桃とぶどうを栽培する重要な市の財産であると考えていることを申し上げます。

先日、八代町地内の桃栽培を行っていた土地の表面を整地すると、キャラメル色の美しい土が現れました。この土を何としても守らなければならないと強く感じた次第であります。

さて、全国知事会は今月、人口減少が続く地方に、都市部から人材を呼び込むため、地方創生の推進も訴え、地域再生に向け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に地方への関心が高まっており、国民の意識変化を踏まえて、地方への人の流れを促進すべきだと指摘し、都市部から離れた遠隔地でのテレワークや、旅先で働くワーケーションを後押しするため、関連施設の整備や改修に対する自治体や民間企業への財政支援を要請いたしました。

1つ目で質問した、農家数と経営耕地面積の推移については、5年間で約1割近く減少しているとのことですが、農業従事者の高齢化や後継者不足などの理由で優良農地が減少することを何としても止めなければなりません。

市では、新規就農される方に農業経営を始めてから経営が安定するまで最長5年間のうち、経営開始1年から3年目は年間150万円、経営開始4年から5年目は年間120万円を定額支給される農業次世代人材投資事業や、農地集積の協力者に交付される経営転換協力金、農地の連担化の協力者に交付される耕作者集積協力金、農地を面的集積するために農地集積集約化

対策事業によって利用権を設定した場合、農地の面積に応じて交付される地域集積協力金などの農地集積協力金、また農業全般の資金の借入れに対して当初5年間無利子となるスーパーL資金金利負担軽減措置など、農業従事者に対し様々な取り組みを行っており、また農業塾の開講や、県の農地中間管理機構が借り受けた農地を整備する機構借受農地整備事業による耕作放棄地の解消や、市単独事業として遊休農地解消支援事業により、耕作放棄地の復旧に取り組む農業者を支援しているとの回答がありました。

さて、農業者以外の市民が野菜や花などを栽培して自然に触れ合うとともに、農業に理解を深めることなどを目的として、市民農園の貸し付けを行っているとあります。

先ほどの答弁の中で、一定の区画を年間1千円から4千円の使用料で貸し付けているとのことでした。この市民農園は、ドイツで200年の歴史を持つクラインガルテンという農地の賃借制度を参考に、市民農園整備促進法により国内各地で設置されています。

伺います。

市民農園の貸付規程で永年作物が禁止されているとのことですが、その永年作物とはどのようなものか。また、その理由について伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

武川則幸議員の再質問にお答えいたします。

永年作物につきましては、桃、ぶどう、柿などの立木で、一度植えると長い期間収穫できる作物を指しております。

また、区画を整備して利用する市民農園は、特定農地貸付法による手続きにより開設しております。貸付要件としましては、市民農園は多くの方に利用していただくために、貸付期間を5年までとしていることから、永年作物は植えないように指導をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。兵庫県養父市人口2万2,552人では、人口の減少と高齢化の進行、農業の担い手不足と耕作放棄地の増加などにより、食材を育てる農地が守れなくなりつつあり、それらの問題解決につながる環境をつくりたいと考え、平成28年、企業による農地取得の特例を実現いたしました。

私は、日本一の桃・ぶどうの生産地を守るために、耕作放棄地などを活用し関東圏域の皆さんを招き、桃の栽培など果樹農業を体験してもらうことで、桃やぶどう栽培をやるために1世帯でも2世帯でも山梨へ移り住むことがあれば、果樹農業従事者を確保するのに役立つのではと考えます。

規制を取り除き、賃借期間30年ほどの果樹園地を取り入れることが農地を守るのに有益、効果的だと思います。

最初に申し上げたように、市の財産である優良農地の土を守るために、さらなる方策を研究、

検討していただくことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

次に、通告２問目の災害発生時の要配慮者に係る個別計画の策定について伺います。

５月２４日付け山日新聞では、政府が自然災害発生時の災害弱者の安全確保について新たな制度を設け、新制度では、大規模災害時に配慮が必要な人が過ごす福祉避難所に一般住民が殺到しないよう、市区町村が重度障害がある子ども、妊産婦、要介護３以上の高齢者など、受け入れる対象を公示し、本人とその家族のみが避難できることが明確化でき、開設しやすくなります。

政府は今回、手助けが必要な災害弱者の避難先を事前に決めておく個別計画の作成も市区町村に努力義務で求めており、作成が進めば、福祉避難所への直接避難も可能となります。

市では本年度、真に支援が必要な者への支援体制を整備するため、避難行動要支援者の対象者見直しを進めるとのことですが、次の点について伺います。

１つ目は、対象者見直し作業の内容を伺います。

２つ目は、対象者の見直しとともに、個別計画の作成が望まれますが、市の見解を伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

武川則幸議員の一般質問にお答えします。

対象者見直し作業の内容および個別計画についてです。

現行の避難行動要支援者名簿では、登録対象者を６５歳以上の高齢者世帯の方や要介護認定を受けている方、重い障害を有する方などとしていました。

そのため、登録した中には、災害時に避難の支援が必ずしも必要とは言えない方も数多く登録されていました。

また、対象者を広く設定したため、災害時の安否確認や避難誘導を行うために必要となる個別計画の策定ができていませんでした。

このことから、市では、自ら避難することが困難で、安否確認、避難誘導支援、情報伝達などについて、真に支援が必要な方を対象として見直すこととし、６５歳以上の高齢者世帯の方を対象から除くことといたしました。

今回の見直しでは、これまで避難行動要支援者台帳に登載されている方で、対象外となる方について、行政区役員および民生委員・児童委員が該当世帯を訪問し、実態把握をしていただきます。その状況を踏まえ、支援の必要性を判断し、台帳への登載を進めていきます。

また、見直しに合わせて、避難行動要支援者台帳登録申請書の中に、家族構成や自宅内で普段過ごしている部屋、避難場所等の項目を追加し、円滑な避難に有効とされている個別計画の策定に取り組みます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○６番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。見直しは私も対象者が広すぎて、ぜひ進めるべきだと思いますの

で、じっくり検討なさって実施をしていただきたいと思います。

令和元年10月の台風19号の際には、避難勧告と避難準備、高齢者等避難開始を発令し、避難所12カ所を開設しましたが、全避難者を把握できず、避難行動要支援者台帳の名簿との付け合わせを実施することができませんでした。

今回、該当世帯を訪問し、実態把握をして、支援の必要性を判断し、台帳への登載を進め、また個別計画、マイプランの策定に取り組むとの前向きな答弁をいただきました。

伺います。

国が示している平時に関係者が協議して作成する個別計画の内容について見解を伺います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

武川則幸議員の再質問にお答えいたします。

個別計画の内容についての見解ということでございますが、まず、個別計画には災害対策基本法に定められております氏名、生年月日、性別、住所および電話番号などの個人情報、それから避難支援等を必要とする理由、また避難支援等実施者、避難先などの避難に関する状況を搭載してまいります。

また、国から示されているとおり、市が主体となりまして、実効性のある計画策定に向け、行政区の役員さん、それから民生委員・児童委員さんなどの地域支援者、また介護支援専門員などの福祉専門職、いわゆるケアマネさんのような方になりますけれども、そういう方々を含めた関係者と協議をしながら策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。コロナ感染症の早期終息と対応に当たっている保健福祉部の皆さんに敬意を表するとともに、個別計画とうるさいと思っているかもしれませんが、いつ起こるか分からない発災時の災害弱者の安全確保策にさらなる改善を求めて、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

15番、中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今定例会におきましては、社会的孤立から市民の安全・安心を守る行政サービスについてを伺うを通告させていただきました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中、子どもや若者、女性の自殺が増え、DVや虐待、うつ・ひきこもり、孤独死など社会的孤立の問題が深刻化しております。

厚生労働省ホームページの資料として、生活困窮者、孤立者の現状という資料がございますが、この中で総務省の統計により2010年の単身世帯、また高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、2030年には単身世帯が5%増の1,763万世帯、高齢者単身世帯は5.5%増の505万世帯、そしてひとり親世帯が1.6%増の459万世帯に達する見込みとなっております。

また、既存の制度の狭間で新しい生活困難層が増え、地域では帰属先を失った人々の孤立が広がっております。社会的孤立は様々な問題を生み出すだけでなく、健康の悪化や経済の不安定化、社会保障の給付費の増大等、社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。

また、今般、厚生労働省の調査で社会的に孤立している人が18歳以上の12%にのぼるとの推計が示されました。コロナ禍でもっと高い数字になる可能性が指摘されております。

こういった中で、公明党といたしましては、本年3月14日から4月末にかけ、党議員全体で約16分野、1,039件の社会的に孤立する皆さまの現状と防止への聞き取り、また課題、要望等を諸団体、また有識者へ確認をさせていただくこととなりました。

そして、社会的孤立について、以下3点の認識を党内で共有し、5月21日に政府、菅首相および担当大臣に対し、公明党社会的孤立防止対策本部として政策を提言をさせていただきました。

1点目は、社会的孤立とは、社会とつながりたくてもつながれず、社会から排除されている状態であり、個人の問題ではなく、社会全体で対応すべき問題であり、国を挙げて取り組むべき対策であります。

また2点目として、孤立している当事者はSOSを出せない。そして孤立は外から見えにくい。だからこそ誰もがSOSを出しやすい環境や孤立している当事者の声を丁寧に聞き、必要な支援につないでいく伴走として、支援者の存在が重要であります。

そして3点目、地域での様々起きている孤立の問題を、他人ごとではなく、自分事と捉え、行政と地域住民、NPOや企業等あらゆる主体がつながり、支え合うことは、地域共生社会づくりそのものであり、相談支援の充実とともに、予防的観点も持ちながら、地道で息の長い継続的な支援が必要であると、まとめてあります。

さらに6月19日の山日新聞で、コロナ禍における山梨県内の生活資金融資決定額が5月末現在で約60億円、また融資決定の件数が約1万7千件で、およそ8,500世帯がこの制度を利用したとの記事がありました。またさらに現在、申請が続いているとの公表でございます。

申し上げますが、緊急の生活支援融資は国の制度でございまして、緊急小口資金、また総合支援資金と、この2つの政策がございまして、山梨県としては緊急小口資金に融資決定件数が約8,500件で、金額が15億円に達したと。また総合支援資金につきましては、融資決定件数が8,500件で、金額が45億円にのぼると。合計60億円になったということでございます。

今回、孤立対策は地域の共生社会づくりとの考えに立ちまして、笛吹市においても「誰も孤立させない、ひとりぼっちをつくらない」、つながり支え合う社会の構築の実現を求め、以下のとおり市当局のご見解をお伺いいたします。

1. コロナ禍前後の市民生活の環境変化について。

笛吹市の単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯の構成推移についてお伺いいたします。

次に、笛吹市緊急小口資金および総合支援貸付金、特例再貸付までの貸し付けの延べ件数および総貸付額の状況。さらにこの導入でございまして緊急小口資金におきまして、地区別、業種別、年齢別、構成世帯別等の比率を伺います。

次に、生活保護への移行を食い止める市の取り組みについて、お伺いいたします。特に相談体制や物資の支援等がありますでしょうか。

次に、近隣の他市の参考にして関係機関、特に社協や民生委員、保健所等との事業連携の考えはありますでしょうか。

2番目として、コロナ禍における健康被害の自殺防止対策について。NPO法人のライフリンク作成資料におきまして、自殺危機の要因の連鎖について、それぞれが自殺の危機、経路において、第1段階の社会経済的な問題が第2段階の暮らしの生活への問題と転嫁され、さらに第3段階の個々の人の家庭や心理的な問題へと展開されていった先に、自殺が起きていると調査報告がございました。

このような中、特にコロナ鬱と言われております状況から、皆さまの健康度をさらに悪化させないための方策として、以下質問をさせていただきます。

1つ目は、コロナ鬱など健康被害の相談件数は。年齢別、主な相談内容についてお伺いします。

続いて、笛吹市の自殺対策の取り組みについてお伺いします。特にコロナ鬱との因果関係について、あれば教えていただきたいと思います。

そして最後に、福祉・教育現場において、心のサポーター養成事業の普及啓発についての取り組みについて、考えがあるかお伺いいたします。

以上、質問に代えさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、コロナ禍前後の市民生活の環境変化についてです。

笛吹市の単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯の構成推移につきまして、平成28年度末と令和2年度末で比べると、単身世帯の増減の件数および割合は1,258件、13.3%の増、65歳以上の高齢者単身世帯は344件、7.9%の増、また、ひとり親世帯は、児童

扶養手当の認定を受けている世帯で見ると89件、13.5%の減となっています。単身世帯、高齢者単身世帯は増加していますが、ひとり親世帯は減少しています。

笛吹市緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付に係る貸付延べ件数、総貸付額ならびに緊急小口資金の受付状況に係る地区別等の割合について、緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付は、社会福祉協議会で行っている事業です。社会福祉協議会から提供を受けた令和2年3月25日から令和3年5月28日までの集計資料によると、本市における特例貸付に伴う緊急小口資金から再貸付までの利用状況は、申し込み延べ件数は2,579件、総貸付金額は9億6,698万円です。

緊急小口資金の受付状況は、地区別の割合では、石和町59.9%、御坂町10.5%、一宮町7.8%、八代町7.2%、境川町3.3%、春日居町11.1%、芦川町0.2%です。

次に業種別は、飲食業16.1%、自営業16.0%、旅館・ホテル13.2%、タクシー・バス4.4%、イベント1.2%、その他36.9%で、失業6.7%、無職4.1%、休業1.4%です。

次に年代別は、10代0.4%、20代9.6%、30代13.2%、40代22.4%、50代26.9%、60代14.8%、70代12.0%、80代0.8%、90代0.1%です。

次に世帯構成別は、1人世帯40.7%、2人世帯27.3%、3人世帯16.4%、4人世帯9.8%、5人世帯3.5%、6人世帯1.6%、7人世帯0.6%、9人世帯が0.1%です。

生活保護へ移行を食い止める市の取り組みについては、本市では、生活援護課内に自立相談支援窓口を開設し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行っております。

相談内容によっては、市内外の専門的な関係機関と連携しながら適切な支援に結びつく取り組みを行っています。

また、年間を通しNPO法人フードバンク山梨に委託し、生活保護に至る前の生活困窮者に対し自立に向けた相談支援と食料支援を実施しております。

近隣他市を参考に関係機関との事業連携への考えについては、本市では、社会的孤立の防止や地域の困りごとに対して、近隣他市と同様に、常日頃から市社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会と連携し、見守り・発見・つなぎ役などの支援活動に取り組んでいます。

また、コロナ禍にかかわらず生活困窮者に対しては、フードバンク山梨と連携し、生活困窮者への相談および食料支援を行っています。

さらに、市社会福祉協議会とは、コロナ禍における生活困窮者が生活保護とならないための総合支援資金の延長や再貸し付けに伴う事業連携を図っています。

今後も、社会的孤立の防止や生活困窮の相談支援に向け、必要に応じて関係機関と連携を図り、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組みます。

次に、コロナ禍における健康被害と自殺防止対策についてです。

コロナ鬱など健康被害の相談件数については、現在、市が把握している範囲では、コロナ鬱など健康被害の直接的な相談はありませんが、日々の相談の中で、妊産婦や子育て中の母親には、思うように外出できないストレスを訴える人と、外出することが怖いと言って、定期的な受診も控えてしまうという人が数人いました。

また、高齢者では、通所系のサービスについて、家族は行かせたいが本人は行きたがらないといった相談と、本人は行きたいが家族が行かせたくないという相談がありました。

働き盛りの方については、仕事が減って収入が減少したなど生活困窮の相談が、昨年度1年間に587件ありました。

本市の自殺対策については、新型コロナウイルスの感染拡大が、雇用、暮らし、人間関係等に悪影響を及ぼし、うつ病を発症すること、いわゆるコロナ鬱となることはあり得ると推測されます。

本市では、自殺対策基本法に基づき、令和元年度から4年度までを計画年度とした笛吹市自殺対策計画を策定し、自殺を防ぐことができる社会的な問題として捉え、「自殺しない させない ほっとかない」を計画の基本理念に掲げ、自殺対策の取り組みを進めております。

その中で、市民、民生委員・児童委員および職員等を対象に心の健康相談、ゲートキーパー養成講座、自殺予防の講習会を開催し、自殺対策への意識の高揚に取り組んでいます。

福祉・教育現場における心のサポーター養成事業の普及啓発について、国が令和3年度から5年度にかけて、全国8カ所程度でモデル的に実施する心のサポーター養成事業は、心に問題を抱える方の家族等が、傾聴を中心とした支援を行えるよう心のサポーターとして養成する事業です。

今後、各地域に心のサポーターが養成されていくことで、地域における精神疾患に対する正しい知識の普及啓発や精神疾患の予防や早期介入につながるものと考えられますので、福祉、教育に携わる関係機関と連携しながら普及啓発に取り組んでまいります。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ご答弁いただきまして、誠にありがとうございました。

この社会的孤立は、単発のものでなく、いろいろな部分が総合的に起きてなる社会的な問題となりつつあります。特に昨年からコロナの関係で、特に経済的な不安から、本当に社会的、家族的な部分に含めまして、最終的に精神的に病んでいくというようなことで、コロナ鬱にもつながっていく、また自殺にもつながっていくということで、一つでも多くの命を救っていくという部分で、今回質問をさせていただきました。

政府のほうでもこの緊急小口資金、また総合支援資金につきましても8月までの延長も決まっているということでございます。しかしながら、今ございましたけれども、この5月末までの中で2,579件という話でした。県内ですでに8,500世帯の皆さまがご利用されている、これからさらに増えていくという中で、特に経済的な不安というのがまだまだ払しょくされない、特に観光、また観光農業含めてですね、笛吹市の経済が発展していかないと、なかなかここに裾野が伸びていかない、働ける人が働けない、そうすると最終的にどうなるかという、生活保護に移転をせざるを得ないという状況が見込まれます。

そういったところで、いま一步、セーフティーネットとしての対策が必要だなということで質問をさせていただきました。特に今回につきましては、笛吹市は包括支援センター、また健康づくり課等々、市の職員の皆さまが対応していただき、また最終的には生活援護課で窓口と

なってやっていただく現状があります。これまでは、本当に市職員の皆さまのご協力によりまして、何とかここまでやってこれたのかなというふうに思いますが、今回のような緊急性のある大きな事案になってきますと、対応しきれない部分も出てくるんじゃないかと思われます。こういった中で、他市のように窓口として社会福祉協議会、もしくは民間団体を起用した中で、多くの、またアンテナを広げていくということも大事だと思ひまして、質問させていただきました。

こういった観点で、しっかりまた、私どももいろいろな施策を訴えさせていただきながら、またご提案をさせていただきたいと思ひます。

最後に1つ、この心の健康の中で、今、国立精神研究所の中で「KOKOROBO」というアプリを作成されまして、この今、実証実験がされております。これは本当に簡単に携帯電話等でも使うことができ、自分でチェックもできるということにもなっております。こういったものをまた、教育また福祉の部分でも広めていただきながら、できる限り個人でも確認ができて、人に言いづらいという面もありますけれども、そういったところで、最終的にAIがいろいろなサポートをしてくれるということもあるようでございますので、ぜひともそういったところも、普及啓発にもご協力をいただきたいと思ひますが、その点について、1点だけ確認をお願いしたいです。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

中川秀哉議員の再質問にお答えいたします。

この社会的孤立はなかなか、内に秘めているものですとか、家庭状況によって大変取り組みが難しいというところが現実でございますが、いずれにしましても、いかにしてそこに発見、気づいていくかということが大事でございます。そのためには、どうしても行政の力だけでは到底手が届かないところが多いというふうに感じておりますので、社会福祉協議会もそうですが、地域の方、区の役員さん、隣近所の方、それから民生委員・児童委員さん方を中心に、やはり地域の中で、ちょっと様子が最近おかしいなという人がありましたら、情報を共有していただいて、地域も行政も協力をした中で、孤独を防いでいくというふうな取り組みを進めてまいりたいと思ひます。

それから紹介いただきました心のアプリにつきましては、申し訳ありません、私もちょっと勉強不足で、今初めて伺ったものですから、早速確認いたしまして、市といたしましても、どのような形で活用できるかということを研究させていただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（保坂利定君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了します。

ただいま、議題になっております議案第４５号から議案第６３号までの１９案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りいたします。

明日６月２４日から６月２９日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日６月２４日から６月２９日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は６月３０日、午後３時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　　午前１１時４６分

令和 3 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 3 0 日

令和 3 年 笛吹市議会 第 2 回 定例会

1. 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 3 年 6 月 3 0 日
午後 3 時 2 0 分開議
於 議 場

- | | | |
|---------|--------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 5 号 | 笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会設置条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 6 号 | 笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 4 7 号 | 笛吹市地域公共交通会議設置条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4 8 号 | 笛吹市手数料条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 4 9 号 | 笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 5 0 号 | 笛吹市学童保育室条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 5 1 号 | 笛吹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 5 2 号 | 笛吹市道路法施行条例及び笛吹市営自動車駐車場条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 5 3 号 | 笛吹市道の構造基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 4 号 | 令和 3 年度笛吹市一般会計補正予算 (第 3 号) について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 5 号 | 令和 3 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 6 号 | 令和 3 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 7 号 | 令和 3 年度笛吹市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 8 号 | 令和 3 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 9 号 | 普通財産の譲与について |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 0 号 | 動産の取得について (笛吹市行政バス 2 号車購入) |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 1 号 | 動産の取得について (ストレージ機器購入) |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 2 号 | 動産の取得について (御坂スクールバス購入) |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 3 号 | 市道の廃止について |
| 日程第 2 0 | 議案第 6 4 号 | 令和 3 年度笛吹市一般会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 2 1 | 議案第 6 5 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第 2 2 | 同 意 第 5 号 | 大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について |
| 日程第 2 3 | 同 意 第 6 号 | 稲山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について |
| 日程第 2 4 | 閉会中の継続審査について | |

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司
9番	荻	野	謙	一	10番	古	屋	始
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏
17番	小	林		始	18番	渡	辺	正
19番	保	坂	利	定				

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市	長	山	下	政	樹	副	市	長	小	澤	紀	元
教	育	長	望	月	栄	一	総	務	部	長	深	澤
総	合	政	策	部	長	返	田	典	雄	会	計	管
市	民	環	境	部	長	雨	宮	和	博	保	健	福
産	業	観	光	部	長	小	宮	山	昌	彦	建	設
公	営	企	業	部	長	水	谷	和	彦	教	育	部
総	務	課	長	茂	手	木	政	和	政	策	課	長
財	政	課	長	金	井		久	消	防	長	矢	崎
代	表	監	査	委	員	横	山	祥	子	農	業	委
												員

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	荻	野	重	行
議	会	書	記			内	藤	三	記
議	会	書	記			北	野	隆	史

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくよう、お願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

また、現在、夏季の軽装の取り組みが行われていますので、議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 議案第45号から日程第19 議案第63号までを一括議題とします。

本案については今定例会初日、6月14日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る6月23日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月24日、25日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告させていただきます。

議案第48号 「笛吹市手数料条例の一部改正について」

市民環境部戸籍住民課の審査において、マイナンバーカードの再交付手数料について委託料が市に入るかとの質問があり、実施主体である地方公共団体情報システム機構は、都道府県および市町村が共同で運営する組織であるため、委託料は無償となる予定である。ただし、当該手数料徴収事務に要する経費は、普通交付税または国庫補助金が交付されると思われるが詳細が示されるのは、8月になる予定との説明がありました。

議案第54号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」

総務部防災危機管理課の審査において、富士見小学校災害用マンホールトイレ付属品整備の内容について、説明を求めたところ、災害時の指定避難所において使用するトイレを、下水道課が体育館北側に6区画整備するが、その備品としての便座や便座を囲うためのトイレハウス、発電機等、これらの備品を保管するための倉庫を購入するものであるとの説明がありました。

総務部管財課の審査では、境川支所ほか擁壁改修調査業務委託の概要について説明を求めたところ、境川支所および旧境川支所の擁壁は、高さが最も高いところで5メートルから6メートル、全長約430メートルあるが、多数のクラック等が認められたため、基準点測量を12カ所、現地測量1万8千平方メートル、ボーリング調査5カ所行い、改修工事の工法等を探るための調査委託であるとの説明があり、現地視察を行いました。

総合政策部企画課の審査では、ふるさと納税を利用した石和温泉花火大会などのふるさと納税版クラウドファンディング寄附金について、ふるさと納税の仕組みを利用した目的および意図について質問があり、新型コロナウイルスの影響で、花火大会における協賛金の減少が見込まれる中、返礼品および税額控除の面で寄附者にメリットのある「ふるさと納税」の仕組みを活用することで、増額につながることを期待したとの説明がありました。

総合政策部情報システム課の審査では、ウェブ会議用タブレットの賃借料について、タブレットを追加する理由、また、他の端末との共用ができないかなどの質問があり、新型コロナウイルスの影響で、昨年度は中止や延期となった会議等が、本年度はウェブで開催されるようになり、利用機会が増えたことから、現在の5台では不足しているため、タブレットを3台追加し、合計8台で運用していく。

また、他の端末との共用は業務に支障が出るおそれがあること、機器の管理の性質上ふさわしくないことから専用のもを整備する必要があるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

なお、令和3年請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願」については、継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第45号「笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会設置条例の制定について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第46号「笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第47号「笛吹市地域公共交通会議設置条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第48号「笛吹市手数料条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第54号「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第59号「普通財産の譲与について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第60号「動産の取得について（笛吹市行政バス2号車購入）」、賛成全員で原案のと

おり可決すべきものと決定。

議案第61号 「動産の取得について（ストレージ機器購入）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第62号 「動産の取得について（御坂スクールバス購入）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第54号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」につきましては各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第45号 「笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会設置条例の制定について」を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、議案第45号 「笛吹市多目的芝生グラウンドの整備基本計画検討委員会の設置条例の制定について」、今議会において承認することに対して反対討論を行います。

まず、基本計画検討委員会設置は拙速だと指摘せざるを得ません。これを議会が検討するに当たって、検討に必要な基本的事項が示されていないことを指摘しなくてはなりません。多目的芝生グラウンド整備の要望は、多数のスポーツ団体等から寄せられ、市長はその推進を公約にしております。この事業は、笛吹市にとって大事業でございます。これをいざ、具体的に推進ということになれば、市当局はまずもって基本的事項を示し、市民、とりわけ議会の検討を求めるべきであると思います。基本的な事項とは何か。まず施設の内容と規模の概要、その必要性、事業規模と財源の見込みおよびランニングコストの見込み、そして期待される効果等々でございます。これら条例制定の判断材料が示されていないのでございます。拙速であると断じざるを得ません。

一例として、財政問題を考えてみましょう。笛吹市は、かねがね厳しい財政状況と言って経費を削減してきた。また、特別会計への補助金を削減し、上下水道料金はじめ様々な料金等を値上げしてきました。この笛吹市が何億円か、何十億円か分からない大事業、いくらかかるか分からないランニングコスト、その見込み、大枠、そして財源調達の見込みも示さず、事業の推進を図るなど、あってよいものではありません。実施を前提とする本検討委員会設置は拙速であると言わざるを得ません。

2点目です。議会、市民そっちのけのおそれ大であります。検討委員会設置と並行して基本計画策定支援業務のプロポーザル実施が進められております。プロポーザル採用事業者は、施設の必要性から施設の規模、場所の選定など基本計画に関わる0から100まですべてを提案する仕組みとなっております。市は当然、事業者と綿密な打ち合わせを行うと思いますが、市

民と議会の検討は保障されません。当該事業者の提案が検討委員会に提示され、また事業者も委員会に出席して、事は進められる仕組みとなっております。議会と市民は、その計画と予算を承認し、黙認すればいいのでしょうか。議会、市民そっちのけのおそれが大きいと思います。

私はコンサル利用も、委員会設置も絶対駄目だと言っているわけではありません。市政を執行する責任のある市当局は、まずもって計画の概要、必要性、財源とコスト、効果の見込みなど基本的な事項を市民と議会に提示して検討を求め、あるいは理解を求めることが必要ではないでしょうか。その上で、専門的検討体制を取るべきだと考えております。

市民軽視、議会軽視は認められない。この立場から今回のこの議案第45号については反対をいたします。議員の皆さんのご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

次に、賛成討論を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号から議案第48号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第48号までは原案のとおり可決されました。

議案第59号から議案第62号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第62号までは原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案審査について、6月24日、25日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第54号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」では、保健福祉部の健康づくり課の審査において、新型コロナウイルス感染症予防接種事業の委託料、集団接種関連事業委託について、減額の根拠は何かとの問いに対し、令和3年度当初予算に計上していたワクチン接種経費を、令和2年度に執行する必要が生じ、補正予算を編成して対応したため、当初予算分をすべて減額した上で、新たに64歳以下のワクチン接種等に必要な経費を追加計上したものであり、追加計上分より減額分が大きかったため、トータルでは減額となったものであるとの説明がありました。

市民環境部の環境推進課の審査において、有料指定ごみ袋の価格改正により、基準日以前、すでに小売店に流通している分の、ごみ袋の手数料の補填方法について、説明を求めたところ、ごみ袋の販売は、笛吹市商工会に委託している。小売店が商工会から現行の金額で仕入れ、新しい金額で売ると、小売店に損失が発生することになるので、商工会を通してその差額分を補填する。改定によって混乱が生じないように商工会と連携することはもちろん、小売店が余分な在庫を抱えないよう、販売枚数を把握・調整するよう指導していく。また料金改定に伴う補填については、改定実施後から1、2カ月で清算をしていくと説明がありました。

教育委員会生涯学習課の審査では、文化振興事業のコミュニティ助成事業助成金について、11月に舞台の芸術鑑賞を実施するとの説明に対して、舞台の芸術鑑賞を行う上でのコロナ対策について詳細を求めたところ、中止になるという可能性も含めながら、学校で舞台鑑賞を行う場合には、学校施設開放のときと同様に実際に収容可能な人数を半分にし、1人当たりの面積を制限しているとの説明がありました。また、市民を対象にスコレーセンターで実施する場合にも社会教育施設の一部であるため、しっかりとした対応を考えていると説明がありました。

なお、令和3年請願第2号 「加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願」については、教職員数の適正化や教育関係予算の拡充は重要な課題であるが、国や県でも少人数学級に関する政策が進んでおり、請願内容について、なお調査研究する必要があるため、継続審査となりました。

また、令和３年請願第３号 「(加齢性)難聴者の補聴器購入に関わる負担軽減を求める請願」については、難聴者の負担軽減については、総合的な支援についてより幅広く検討していくことが重要であり、請願内容について、なお調査研究する必要があるため、継続審査となりました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第４９号 「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第５０号 「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第５１号 「笛吹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第５４号 「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第３号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第５５号 「令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第５６号 「令和３年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第１号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第５４号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、３常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第４９号および議案第５１号を一括議題といたします。

お諮りします。

本２案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本２案についての委員長報告は可決です。

本２案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第４９号および議案第５１号は原案のとおり可決されました。

議案第５０号 「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、議案第50号「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」、反対の立場から討論を行います。

今回の改定によって、学童保育を利用する児童の親ということになりますでしょうか、直営の学童保育事業を利用する人は、保育料を支払う、しかし今度は指定管理者が管理を請け負っているところでは施設の利用料金をこの学童保育を利用している保護者は払うと。同じ学童保育を受けるのに一方は保育料、一方は利用料金という、大変理解に苦しむことになるわけでございます。保育料ではなく、この利用料金というのは、単なる施設の利用料ということになり、学童保育の趣旨を損なうものとなると思います。そして、市から見れば単に公の施設を利用させるということになり、学童保育の質、量への取り組み、責任を後退させる可能性、これが非常に大きい今回の改定だと思います。

以上の理由によって、この議案第50号に反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（保坂利定君）

次に、賛成討論を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第55号および議案第56号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第55号および議案第56号は原案のとおり可決されました。

続いて建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長（小林始君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、6月24日および25日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第54号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」、産業観光部観光商工課の審査では、観光イベント事業費のプロジェクションマッピング設置・運営業務委託について、さらに詳しい説明を求めたところ、NTTの建物の壁面を利用して、映像を流し、内容については地元地域の子どもの作品を使用することなどを検討している。期間時間帯を決めて事業を展開していくとの説明がありました。

さらに委員から近くには病院があり、入院・リハビリ等で利用する方々もいるので、音などの対応についての問いがあり、市の条例等の基準以内で運用していく予定であるとの回答がありました。

委員から隣接地域には十分配慮して進めてもらいたいとの意見がありました。

建設部土木課の審査では、「土木費、道路維持管理費、道路維持管理事業」について、工事の概要について、さらに詳しい説明を求めたところ、労報橋関連の道路整備において市道1の8号線の関連道路に石和北小の児童の安全対策、石和温泉駅から石和温泉街へつながる道路の安全対策のため、横断歩道や歩行者の滞留所を整備するとの回答がありました。

さらに委員から、横断歩道等整備について県警との連携についての問いがあり、新規に道路整備する場合には、県警の交通規制課の指導を受けながら道路管理者が整備をするとの回答がありました。

議案第57号 「令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について」

公営企業部の審査では、「水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費」について、購入する薬品についてさらに説明を求めたところ、薬品については、臭気を取り除くための活性炭の購入費用である。滅菌の塩素については、搬入およびタンクへの注入を業者が行い、適宜職員も立ち合い等を行っているが、今回の広瀬ダム水による臭気の対応については、活性炭の搬入および注入をすべて職員が対応したとの回答がありました。

さらに、委員から委託料の内容についての問いがあり、委託については、月2回の水質検査を行うための委託料であるとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第52号 「笛吹市道路法施行条例及び笛吹市営自動車駐車場条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第53号 「笛吹市道の構造基準等を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第54号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）」についてのうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第57号 「令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第58号 「令和3年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第63号 「市道の廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第54号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第52号および議案第53号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第52号および議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第57号および議案第58号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第57号および議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第63号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

以上で各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第54号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより議案第54号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、すべて可決です。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を4時15分といたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時15分

○議長(保坂利定君)

再開いたします。

申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

ただいま、市長より追加議案2案および同意案件2件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(保坂利定君)

これより日程第20 議案第64号から日程第23 同意第6号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました議案4件について概略をご説明を申し上げます。

はじめに、議案第64号「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5億1,555万円を追加し、総額を367億508万円とするものです。

内容については、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に係る事業への追加計上となります。

まず、緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付を受けながら生活再建を目指している生活困窮者に対し、支援金を給付するため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に1億144万円を追加しました。

また、市内の登録店舗でのPay Payによる決済金額の最大30%が戻ってくる、笛吹市消費喚起キャンペーン事業は、大変好評を得ており、今後、夏休みやお盆の時期を迎えるに当たり、さらに利用の増加が見込まれることから3億571万円を追加しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている旅館、ホテルに対し、引き続き切れ目のない支援を行うため、消費喚起キャンペーン終了後の9月から10月まで、第3弾の宿泊料金割引事業を実施することとし、1億840万円を計上したところです。

続きまして、議案第65号「人権擁護委員の候補者の推薦について」です。

人権擁護委員2人の任期が令和3年9月末をもって満了することに伴い、委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者については、石和町在住の橘田良也氏および同じく石和町在住の藤原武男氏です。

橘田氏は再任、藤原氏は新任であり、任期は令和3年10月1日から3年間です。

続きまして、同意第5号「大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の改選に伴い、新たに委員として村松光治氏を再任することについて、大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

続きまして、同意第6号「稲山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の改選に伴い、新たに委員として根津繁氏を選任することについて、稲山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

なお、経歴等については、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

これより議案第64号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

こののち常任委員会を開催し、議案審査を行います。

次に議案第65号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第65号は委員会への付託を省略することに決定しました。

次に同意第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第5号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第5号は委員会への付託を省略することに決定しました。

次に同意第6号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第6号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第6号は委員会への付託を省略することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

議案第64号関係以外の執行部の皆さんはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら再開いたします。

再開時間は追って連絡いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 5時19分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

先ほど、総務常任委員会に付託しました議案第64号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日6月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号の審査について、先ほど、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

議案第64号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）」について」は、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しました議案第64号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第64号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」では、保健福祉部の生活援護課の審査において、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について、申請窓口の職員体制はという問いに対して、専属の会計年度任用職員2名および正職員1名から2名の3人または4人体制で申請業務を行うと説明がありました。

また制度の対象者についてさらに詳細を求めたところ、支給対象者は、主に総合支援資金の再貸付を終了した世帯となることから、総合支援資金の延長貸付を終了した世帯を最大数と見込み予算措置を行ったと説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第64号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員会に付託しました議案第64号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長（小林始君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日、6月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号の審査について、先ほど委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

議案第64号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」

産業観光部観光商工課の審査では、笛吹市消費喚起キャンペーン事業について、Pay Payの利用者側の月額の上限額はあるが、事業者側の月額上限額はあるのかとの問いに対し、個人事業主で100万円、法人では1千万円であり、Pay Pay側との手続きにより、実績などの要件はあるが増やすことは可能であるとの回答がありました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第64号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第64号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、すべて可決です。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第65号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第65号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

これより同意第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第5号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決しました。

これより同意第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより同意第6号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（保坂利定君）

日程第24 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許可いたします。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和3年笛吹市議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、6月14日から本日まで17日間の日程で開催されました。議員各位におかれましては、慎重な審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

また、本会議および各委員会において、市政の各分野について、様々なご質問をいただきましたが、現状の課題と認識し、市政発展のため、活かしていく所存ですので、一層のご協力をお願いいたします。

7月8日、9日の2日間、本市において「第24回全国鵜飼サミット in 笛吹」が開催され、鵜飼を実施している12の団体などが全国から集まり、鵜飼を活用した観光振興について情報共有や意見交換を行います。

この機会に、全国でも珍しい、鵜匠が歩きながら鵜を操る徒歩鵜を行う「笛吹川石和鵜飼」

を国内外に広く情報発信します。

7月10日から9月6日まで、山梨県立博物館の企画展において「特撮のDNA」～ゴジラ、富士山にあらわる～が開催されます。

特殊撮影技術を駆使した映画の代表ともいえるゴジラは、世界的にも人気が高く、開催期間中は、大勢の方が訪れるものと思います。

石和温泉駅の自由通路を、ゴジラを映したフィルムで飾り付けるとともに、市部通りや石和温泉郷の湯けむり通り・さくら温泉通りには、歴代のゴジラが描かれたタペストリーを掲げ、訪れた方をお迎えをします。

露地桃の出荷が本格的に始まりました。今年は天候にも恵まれ、食味の良い桃が出荷されていると伺っています。

モモせん孔細菌病については、農家の皆さまの懸命の防除作業が功を奏し、早生種ではほとんど発生が見られないと農協から報告を受けています。

今後も「桃・ぶどう日本一の郷」として、高品質な果物をお客さまにお届けできるよう、関係機関と連携して取り組んでいきます。

7月9日に、30社以上の地元企業に参加していただき「笛吹市企業説明会」を開催します。

今年度は、笛吹高校のほか、新たに塩山高校においても、塩山高校および山梨高校の生徒を対象にして開催をします。

6月11日に、レスリング男子フリースタイルの東京オリンピック代表で本市出身の乙黒圭祐選手、乙黒拓斗選手の壮行会を、2人の母校である石和南小学校で開催をしました。

児童は、石和南小の伝統の太鼓を披露し、この日のために練習したエールを贈り、さらに手作りの金メダルと応援メッセージの書かれた国旗を手渡しました。児童からの激励を受け、2人はオリンピックでの活躍を誓ってくれました。

2人の試合は8月5日から7日までの日程で行われますので、熱い応援をお願いをいたします。

「笛吹みんなの広場」のオープニングイベントについては、現在、公募型プロポーザル方式により、企画運営業務を行う事業者の選定を進めています。

オープニングイベントの実施により、みんなの広場の完成を市内外に周知するとともに、利用方法の一例として示すことで、各種団体によるイベントの開催につなげていきます。

なお、オープニングイベントは、11月20日を予定しています。

本市におけるワクチン接種の状況については、6月29日の新聞報道等において、6月27日時点の本市の1回目の接種率が38.2%と県内で一番低いとの報道がありました。これは、実際の接種率とは異なり、国のワクチン接種記録システムへの入力完了したものを県が接種率として公表しているものであり、6月28日時点の1回目の接種者は1万2,659人、接種率は62.1%、2回目の接種者は5,828人、接種率は28.6%と高い接種率となっています。

引き続き、安全かつ円滑に接種ができるよう取り組んでいきます。

結びに、梅雨本番を迎え、体調を崩しやすい時期となりました。議員各位ならびに市民の皆さまにおかれましては、熱中症など健康に十分ご留意をいただき、引き続き、本市の発展のため、ご活躍されますことを祈念し、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上をもちまして、令和３年笛吹市議会第２回定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 ５時３６分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	内 藤 三 記 子
議 会 書 記	北 野 隆 史